

教育民生常任委員会
予算常任委員会教育民生分科会

(平成27年3月3日)

○ 中川雅晶委員長

おはようございます。きょうは3月3日でひな祭りなんですが、余りここには関係ない方ばかりなのであれなんですが、本日、最終日を迎えましたので、何とぞよろしく願いをいたします。

本日の進め方なんですが、その前に済みません、市民の方、傍聴1名入っていただいておりますし、昨日に引き続き、教育委員会の渡邊教育委員長にも傍聴いただいておりますので、ご報告をさせていただきます。

本日の進め方なんですが、まず、追加資料の部分で関係するところを先終わらせていただいて、それが終わり次第、ほかの事業について審査したいと思いますので、よろしく願いを申し上げます。

それから昨日資料請求がありました、食に関する指導の実施状況の資料と、それから平成27年度における学校規模等適正化への対応についての資料を、お手元にお配りさせていただきますので、ご確認、よろしく願いをいたします。

それでは、まず追加資料分の事業のところから質疑の対象としたいと思いますので、ご発言のある委員さん、よろしく願いいたします。

○ 川村高司副委員長

追加資料の15ページ、教職員の労務管理の状況ということで資料をつくっていただきまして、ありがとうございます。

この表の一番右端に、労務管理の責任者は校長先生ということで、学校の教育現場の労務管理の責任者は校長先生にあつて、四日市市教育委員会は関与せずというか、関知しないという意味で、例えば労働基準監督署が、今回、市立四日市病院と、ドクター等々、四日市の労務管理が話題にはなっておりますが、学校の教育現場の労務管理の責任の所在というのは、校長先生ということは四日市市教育委員会にはないという解釈ですかね。

○ 上浦学校教育課長

学校長のほうが校務をつかさどるということですので、これは人、物、お金のそういう管理をすると、そういう意味で、人間、いわゆる教職員の管理もしていると、そういう意

味でございますが、特にこの労務管理については、要は校長にお任せというんじゃなくて、四日市のほうも適切に取り組みを進めて学校長に指導していく、あるいは産業医を設ける等の施策を打っているところでございます、必ずしも全部、学校長に全てやれということではありません。

○ 川村高司副委員長

ということは、四日市市教育委員会としても、学校の教育現場の先生たちの勤務状況というのは把握しているということでしょうか。

○ 上浦学校教育課長

そこに書かせていただきましたように、毎月、勤務状況等の報告、それから出勤証明書の提示、こういうものをこちらに提出をされますので、それによって、こちらも教職員の時間外勤務等を把握しているというふうなことでございます。

○ 川村高司副委員長

では、現状、問題ないということでしょうか。

○ 上浦学校教育課長

問題ないと言うとあれなんですけど、若干多くの時間学校におるという者もかなりおりますので、これからそのあたりの改善をしていかなければいけないというふうなことを思っています。

○ 川村高司副委員長

ありがとうございました。次、移っていいですか。

○ 中川雅晶委員長

ちょっと待ってください。この教職員の労務管理について、関連質疑や意見等のある他の委員さんはおられませんか。

○ 石川勝彦委員

今の答弁のお話聞かせていただいておりますと、総論的には理解できるんですが、今日社会事情の中で、いろいろな小学校、中学校等で問題が起こって。学校内ばかりじゃなくて、学校外というのもですね。そしてスマートフォン等の関係、いわゆる情報の交換の中で友情が破壊されたり、それが悲劇を招いたりというようなことが頻繁に行われておる。そして一つの事件が起こって、その次の事件が終わると、もう社会的には忘れられてしまう。しかし現場としては、ずっと引きずらなくちゃならないし、保護者との関係、あるいは子供たちの気持ちのつながりを、より密にしていかななくちゃならない。もう一度やっばり巻き直していかななくちゃならんという、その辺のところ、子供たちの心の動揺というのは非常に大きいものがあるんですよ。

だからそういう意味で、常日ごろから非常態勢をとらなくちゃならんというわけではないんですが、やはり心を落ち着かせて、いざというときにはということ、自主的判断ができるように、防災、災害と同じなのですけれども、やっぱりその辺のところをしっかりとというところが、今の子供たちは、赤信号みんな渡れば怖くない意識で、余り関係ないことについては、もう後ろからついていだけだという感じで、余り自分と関係ないことについては、かかわりたくないというよりも、関心持たない、できるだけ早く忘れる。ということは、友情関係が非常に乏しいというか、余り、竹馬の友という言葉が昔からありますけれども、子供たち、小学校や中学校のときの友情というのは非常に大事なものですよね。そういったものも培われていかない。

そんな今の現代事情から考えますと、学校経営ということは非常に大事だと思うし、中であって、企業では人事管理ということですが、さらにその上の労務管理という点から考えると、学校のほうに置きかえると、人事管理ということも、担任の先生に対する学校経営におけるあり方、そして担任から子供たち、生徒たち、そして校長、教頭等の学校経営者の子供たちに対する考え方、その辺、しっかりとしたものも培っていただく、そういう基盤づくりをしながら伝統をつくり上げていく。大昔は、ちゃんとした伝統があったわけですね。その学校にはカラーがあったわけです。今はどうもそのカラーがなくなってしまうと、何か起こるとレッテルをはられるというような状態。

こういうような社会事情を、何とか本市においては、三重県下の教育行政の中においては、こういったことのないような方向で進めていただくように。三重県は余り大きな問題がないとはいうものの、いじめとか不登校というのは決して他県に引けをとらないぐらいの状態ですので、その辺のところを本市も例外ではないというふうな思いで、今後の学校

経営に努めていただくために、校長、教頭の役割というのは非常に大きいと。そのようなことを感じておりますので、どうぞ一つ、今後に向けてお取り組みいただきますようお願いいたします。

以上です。

○ 中川雅晶委員長

意見で。

○ 野呂泰治委員

校長、教頭の先生方もそうですけれども、ほかの先生方も、教育というよりか、いわゆる指導者というか、先生方のいろんな毎日の言動といたしますか、そういう動きが、生徒には非常に影響力が大きいというふうに思いますのでね。一生懸命になってやっていただいているのはあれなんですけども、やっぱり評価というよりか、結果というよりか、世の中の動きが非常に激しゅうございます。子供を取り巻く環境は、とにかく激流です、はっきり言って。

そういう中で、学校の中の、何といたしますか、特殊ではないんですけども、そういういわゆる問題解決能力、これから大きくなって、本当に力をつけて、急がなくてもいいですからね。しっかりした、じっくりした、落ち着いた、そういうスタンスで。昨日も申し上げましたけれども、競争競争で、走りたくって、中身が薄くて、人を蹴飛ばしていくような、そういう人間になってしまっただけは困るのです、はっきり言って。みんなが助け合って、お互いが協力し合っていくような、足の引っ張り合いをしないような、そういう人間を、やっぱり学校というか、そういうところで、いろいろな活動の中で、やっぱりそういう人間関係というものは必要ですもんでね。社会を構成していくためには、まず学校が一番基本だと思いますから、しっかりとその辺だけ、よろしくお願ひしたいと申し上げます。

以上です。

○ 中川雅晶委員長

ほか。

○ 樋口博己委員

労務管理なのか施設管理なのかちょっとわからないので、このタイミングでお聞きしたいと思うんですけども、災害時、教職員が学校にいる場合はいいのですけれども、誰も教職員がいない場合の災害時の鍵の対応とか、その辺のところのルールだけ、ちょっと教えていただけますか。

○ 上浦学校教育課長

まず、前段の部分でいろいろとご指摘いただきまして、ありがとうございます。学校も、保護者、それから生徒指導、いろいろなことが起こりますので、そんな中で対応しているというふうなことで、かなり時間も割いていくということもございますけれども、例えば学校の中でいろいろなことが起こった場合、例えば担任だけに任せずに、学年とか、あるいは管理職も入ってチームで対応していくと、そういうふうな体制をとっていきたいと思っています。特にそういう中で生徒、保護者の思いをくみ取って、やはり保護者とともに子供を育てていくと、そういうスタンスでやっていきたいと思っておりますので、ありがとうございます。

それから、災害時の鍵の件ですけれども、これは近くの方でお願いをしている方がございまして、その方にお預けして、非常時のときはそこから鍵を持っていかせてもらうというふうなことで、やらせてもらっています。

○ 葛西教育監

ただいま学校教育課長が申し上げましたが、まず一番大事なことは、地区市民センターに、学校の玄関、体育館、そういうふうな鍵を置いてございます。ですから何かあれば、まず地区市民センターへ行って、そしてそこから地域の方は学校の鍵を使って入っていただくと、そういうふうが一番に決めてあります。

それからもう一つ、今申し上げましたような、近くの方にも鍵を預けてあるという、そういうふうな体制をとっております。

それから三つ目が、鍵ボックスがございまして、これは震度5以上というふうなことになっておるわけなんですけれども、そのときには、その鍵を使っていただくということになります。

○ 樋口博己委員

鍵ボックスは、全学校に設置してあるということでもいいんですか。

○ 葛西教育監

はい、全ての学校に設置してございます。

○ 樋口博己委員

わかりました。そうすると、例えば学校に一番近い教職員が一番に駆けつけるとか、そういうルールではないんですかね。何らかの学校、施設側の対応というのは。鍵は今お聞きしたルールでできると思うんですけども、最悪の場合は、いろいろな緊急の場合には、誰かがガラス割って入ってすることもあるんでしょうけれども、鍵は開いて、学校運営上の責任者は学校長ですけど、やっぱり学校長が、まず行くということでもいいんでしょうか。

○ 上浦学校教育課長

おっしゃるとおり、学校長のほうが、施設の管理に緊急時には駆けつけると。あるいは教頭のほうが近い場合もございますので、教頭が駆けつけると。それでも遠い場合は、もう一つ近くの職員も駆けつけると。それは学校の中で体制を組んでやっているということでございます。

○ 樋口博己委員

一番直近でそういう対応をされたというのは、去年の避難勧告のときでしょうかね。そのときはスムーズな対応ができたんでしょうか。

○ 上浦学校教育課長

これは、避難指示でしたでしょうか、かなりぱっと出たときがありましたので、このとき、出てすぐに学校長のほうへ連絡をいたしました。それですぐに駆けつけたところもあるんですけども、若干遅れたところもございまして、この辺のところを、今後、そんなことにならないように体制を整えて、きちんと連絡行くようにということで、災害時には、そういうありそうなときはちょっと用意してもらおうようにと、そんなふうなことは学校に伝えているところでございます。

○ 樋口博己委員

本題は危機管理のほうになると思うんですけども、災害時、特に台風なんかは来るのが大体わかりますので、急に次の瞬間に来るわけではないので、災害が発生すること、避難指示、避難勧告も想定して、そういう災害対応のことを考えたら、タイムラインという考え方もありますので、危機管理のほうで考えていただくとおもいますが、教育現場のほうも、しっかりとそういう災害対応を見越した対応をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○ 中川雅晶委員長

若干ちょっとずれましたけど、今は労務管理のことなので、その辺でまた意見のある委員さんおられたら、ご発言ないですか。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

なければ、じゃあ副委員長、次の。

○ 川村高司副委員長

あと追加資料の説明の前に、この予算常任委員会資料の教育委員会の9ページの屋内運動場等つり天井崩落対策事業で、そもそも資料請求したのは、この事業の対策効果として、平成24年度につり天井対策工事を行った小学校の屋内運動場と、平成23年度から25年度に新築工事を行った中学校の武道場については、いずれも耐震天井を使用しており、崩落の可能性は低いですが、落下防止ネットを設置すると。それで6校6施設に5990万円、1校当たり約1000万円の予算措置をしますよという事業に対して、耐震天井を使用している、その仕様を教えてくださいと。要は建築基準法が平成26年4月に告示されて、その基準に合致しているのかしていないのかという判断を求めたんです。

それに対して出てきた追加資料が、この資料ナンバー1の22ページに、これは文部科学省のホームページとか、パワーポイントを3ページにわたって刷っていただいているんですが、そういった記載が一切ない。なので、改めて資料請求という形でお願ひして、A4、1枚の資料がきのう出てきていますが、この説明をしていただいでいいでしょうか

という。

○ 中川雅晶委員長

どなたか。

○ 坂口教育施設課長

教育施設課、坂口でございます。追加資料のご説明をさせていただきます。

まず1番としまして、どのような経過で天井等落下対策を行うこととなったかということで、まず学校施設のつり天井対策につきましては、発意者につきましては文部科学省でございまして、下記に記載させていただきました文部科学省の通知により、整備を進めているところでございます。

まず、この通知と申しますのが、平成25年8月7日付け文部科学省からの通知でございます。この通知の内容は、公立学校施設における天井等落下防止対策等の加速についてで、整備を行う内容が示されておりまして、その①、②、③というところで、平成27年度までに整備を行うということと、整備対象として、屋内運動場と武道場、講堂、及び屋内プールが整備対象となりますと。

それと建築基準法施行令第39条第3項の示す対象範囲ですが、国土交通省のほうでは、高さが6mを超える天井、かつ水平投影面積が200㎡を超える天井に加え、文部科学省といたしましては、もう少し追加ということで、6mまたは200㎡を超えるものと示されております。これは、6mか200㎡、どちらかの要件があれば、対策の工事をしなさいということでございます。

2番で、つり天井対策の現状と今後の計画ということで、文部科学省の通知により、本市においても平成27年度末までに、全ての施設について整備を行うこととしております。対象となる施設は、今回、武道場の17施設、屋内運動場の7施設がございまして。

整備計画といたしましては、平成26年度、武道場の7施設、予算額は6880万円、平成27年の武道場10施設でございまして、プラス、屋内運動場の7施設が予算額で1億1180万円となっております。このつり天井の基準につきましては、平成24年度と23年度から25年度に行いました屋内運動場のつり天井の対策事業と武道場の新築工事の基準でございまして、こちらは平成15年10月に、今の国土交通省の基準の前に通知がございまして、大規模空間を持つ建築物の天井の崩落対策について技術的助言ということによりまして、これで

この当時は設計工事を行って、このときの基準に沿った耐震天井を施工したものでございます。

その後、建築基準法施行令の一部が改正されまして、平成25年8月の告示で、これは建築基準法施行令第39条の特定天井及び特定天井の構造耐力上安全な構造方法を定める件というのが、この第39条に追加されました。これが平成26年4月1日に施行となったということで、この平成24年度の屋内運動場と武道場の新設の3施設につきましては、この新基準には合致していませんけども、旧基準によって行ったものですから、一定の耐震を保有する耐震天井ということで施工したところでございます。

○ 川村高司副委員長

既存のほかの小中学校の体育館は、もう全て対策とられているということでいいですね。

○ 坂口教育施設課長

体育館に天井がございましたのが、この7校でございまして、ほかの体育館は天井がございませんので、当然耐震工事は済んでおりますけれども、天井は設置されていないところでございます。

○ 川村高司副委員長

ちょっと私のほうで追加資料を用意したのですが、配付させていただいていいですか。ちよつとこれに関する資料で。

○ 中川雅晶委員長

はい。配付をお願いします。

じゃ、続けてください。

○ 川村高司副委員長

今配付させていただいている資料は、説明がありました、平成25年8月7日に文部科学省が通知という形で各都道府県の教育委員会教育長宛てに通知した文書の一部抜粋です。

ページをめくっていただいて、学校施設における天井等落下防止対策のための手引きというページがありまして、これは全部で100ページ弱の手引書になっています。そのまた

抜粋で、天井等の総点検は、このようなフローチャートによって進めていきなさいよというのがあるわけですね。

そのフローチャートの中で、ステップ1からステップ4、四角で囲んである基本情報の確認、建物資料の収集、図面診断、実地診断まで行って、その下の対策のところ、左から対策不要か補強か天井撤去という対策が示されています。補強もしくは天井撤去の下のステップ5の対策の実施のところ、左側には（ii）として天井の補強による耐震化、要は天井を補強しなさいよ。右側は（i）として天井の撤去、または、（iii）天井の撤去及び再設置という対策案が書かれています。

めくっていただいて、対策の検討として、下の表に、1番から天井撤去、天井の補強による耐震化、天井の撤去及び再設置。一番下の4番目、落下防止ネット等の設置ということに関しては、一番下の注釈に、原則として既存の天井を対象とするものであり、上記（i）から（iii）の対策を実施するまでの間の応急的な処置として実施するものであると。恒久対策としては一切認めていない。なので、この通知の文章は——ちょっと済みません、マーキングしておけばよかったんですけど——撤去が基本ですよという案内通知なんです。

ネット張りなさいというのは応急処置で、かつ、この97ページにわたる内容を見ると、天井の荷重の2倍から3倍、要は落下しますのでね。それをネットで支えて、下にいる人に危害を加えないネットをつくるということは、技術的に非常に困難かつコストも非常にかかるという所見を、文部科学省にも直接担当者の方に私は確認しています。

私が聞きたいのは、こういう、当然既存のチェックシートにのっとして、現状の耐震構造になっている、崩落の可能性は低いという判断は、可能性が低いとか高いとかじゃなしに、建築基準法にのっとなった上で、その規格を満たしているのか満たしていないのかというのを表記すべきであって、満たしていないのであれば撤去なんです。照明であるとか音響、もしくは空調の関係上、非常に軽い天井を用意して再設置するか。

ネットというのは、これは恒久対策なんですかね。その予算が1000万円ですら本当にできるのか。こういう検証、だから文部科学省の通知自体は、まずは撤去を基本としなさいということに対して、教育委員会として、どう、この文章の解釈を。これ、国に言われたからやりましたということが理由づけになっていきますけど、国からの通知文をきちっと理解されているのか、いやいや、三重県の教育委員会に間接的に行って、三重県の教育委員会からの指示が、またそこでそごが発生したのか、どういう見解を今現在お持ちなのか、説明していただきたい。

○ 畠山教育委員会理事

この天井対策につきましては、先ほどご指摘ございましたように、たしか平成23年度の緊急経済対策ということで、緊急防災・減災事業ということで、既にこの時点から天井の対策が必要やという中で、国から前倒しで行いなさいという形で、本市では24年度に、当時の天井耐震対策の基準に従って補強を行いました。

こういうことがありましたけども、平成23年3月11日、3.11ですか、あれが起こって、甚大な災害があるということで、にわかに文部科学省も、平成26年、27年度で全てを行いなさいというような形で進んでいっているところでございます。両方の補助金につきましては、やはり国の責任で、その補助金、そしてまた後日の起債の返済についても手伝ってくれると。13%程度の地方の負担というところでございます。

その中で私どもも、そういった形で文部科学省の補助事業の中でやったものが、急にだめというのはおかしいじゃないかという形で文部科学省のほうにも問い合わせています。この新たな建築基準法の改正にあたっては、私ども天井メーカーのほうにもお聞きしましたら、天井メーカーのワーキンググループの中で、そこで練られたものが、最終的にはこういった法律になっていくというところでございます。

おっしゃっていただきました建築基準法について、もともと建築基準法というのは、新たにできた建物の天井に対する基準でございます。既に建っている建物につきましては、既存の建物をどうするかという中では、建築基準法では、古い建物には遡及しないというところでございます。

しかしながら文部科学省の言うように、学校については子供たちもいる、避難場所にもなるということで、古い建物についても対応しなさいと。建築基準法のほうを見ますと、既存の建物の対応の中に、確かにネットによる対応と書いてございます。先ほど、それは建築基準法の構造耐力関係ということで、第137条の2、これは建築基準法施行令になりますけども、この中で、新たにこの法令ができてから、特定天井という言い方で、特定天井といいますのは、6mを超える、または200㎡以上の天井というのを指しております。それに対する対応として、既存に対してやる場合にはネットでも可となっております。

しかしながら副委員長ご指摘のように、それについては、落ちはしないけれども、落ちた後も、その建物を使い続けるというようなところではありませんと。既存の建物に対する対応としては認めていますというところでございます。

それと先ほど申し上げましたように、この6校につきましては、当時、平成23年度、24年度の時点での構造基準を取り入れて対応していますので、一般の建物ではなく、耐震天井となっております。そこに挙げました武道場につきましても、当時は500㎡以上が耐震対応をなささいという中でございましたけども、教育委員会といたしましては少し先取りしまして、500㎡はないけども、やはり耐震天井にすべきだということに進めているところでございます。

そういった中で、既に耐震補強をされているところへ加えて、今回建築基準法で認めるところの既存の建物対応のネットというところで、二重の対応ということで決断したものでございます。これに至るまでは文部科学省へも問い合わせています。

○ 川村高司副委員長

質問に対して的確に答えていただきたいんですよ。だから既存不適格の建物なのかどうかという判断がまず一つあって、既存不適格であれば対策を講じなければならない。すぐにはできないから、応急処置としてネットを張る。しかし恒久対策として、天井を剝がすのか、さらなるさっきほかの、どうしても天井を設けたいから追加で工事をしなければならないのか、いやいや、もう現状はこれで耐震は満たしていて、過剰装備のネットを設けるのか、どっちなんですかという。

○ 畠山教育委員会理事

先ほど申し上げた中で、告示の中で、既存に対してネットを設置することによって、それが落ちて人命に危害を及ぼすことがないという判断に立っておりますので、これで耐震対策としては成立しているというふうに考えております。

○ 川村高司副委員長

いやいや、平成24年度と23年度から25年度に新築工事を行って、いずれも耐震天井を使用しておりとあるじゃないですか。これは不適格なんですか。

○ 畠山教育委員会理事

不適格という言葉でいきますと、建築基準法でいくと、この天井対策については既存不適格には該当しないということでございますけども、ここで……。

○ 川村高司副委員長

適格なんですか。

○ 畠山教育委員会理事

適格。ここで言うところの武道場につきましては、既にされているというところで、しかしながら今般の文部科学省の平成27年度までの2年間によって行う対応の中には、やはり新たな建築基準法、平成26年4月1日施行の建築基準法を適用してくださいという、上乘せのような形になっております。

○ 川村高司副委員長

これも文部科学省に確認済みですけど、平成26年4月に、100ページにわたる、屋内運動場等の天井と落下防止対策事例集。全国的に見て、落下防止ネットの施工例というのがない。現状は非常に難しい。予算的にも莫大な費用がかかるのと、何度も言いますが、天井から落ちてくるものを全て塞ぐネットで、下にいる人の人命、要は塞ぐ。イメージしただけでも難しいのはわかると思うんです。

これの66ページに、施工例がないので実験の例しか挙げていないんですよ。100ページにわたる中で、この一角だけですよ、これ、ネット。事例がないんです。全国から視察来ますよ、多分。ネット張ったら。要は、これは過剰整備。本来耐震性のある天井に、要は最小の経費で最大の効果を生むという基本から外れているというふうに、私は見えてしまうんですけど。

○ 畠山教育委員会理事

この建築基準法の中には、そういった強度を求めることというような細かい形があって、告示化されていくというふうに聞いています。今後、こういったネットによる、特に既存の建物に対する対応というのが多くなってまいりますので、平成26年4月1日に法令のほうが行われたばかりですので、今後、細則については告示化されていくというふうな情報もございます。

それと多分、この平成23年度に、国の方の経済対策で、なかなか手を上げるような自治体がありませんでしたけれども、本市においては、やはり防災対策について、こういっ

た委員会のご理解もあって、6校については、そういった国の経済対策を活用して早急に進めるというところで、いろいろご意見もいただいて合意もいただいて、やらせていただいたと思っています。

私も、まだやったばかりなのに文部科学省からもう一遍やれというのは少しおかしいじゃないかと、かなり抗議もして、いろいろ議論もしました。しかしながら今回の平成26、27年度の補助事業において、そんな状況でもやることに対して、文部科学省も二度補助金出すわけですが、それは問わないと。やってくれということでございますので、やはりそういった中で、より安全になるとすれば、こういった手厚い補助金を活用してやることは妥当ではないかというふうに考えております。

○ 川村高司副委員長

私が出した資料、ちょっと明文化しているところがないんですけど、天井の撤去が基本ですよということであって、あくまでもネットというのは、応急的な処置として実施するものであるという。文部科学省は、さっき理事はやり取りやったとおっしゃいますけど、そこまで求めていませんという見解でした。ネットを張れという。

あくまでも基本対策は、上の三つ。天井撤去、補強による耐震化、撤去及び再設置、この三つが基本対策であって、ネットを張ってくださいということは非常に技術的にも難しく、これは何回も繰り返して恐縮ですけど、という解釈です。それ、本当に文部科学省がネットを張れと言っているんですか。

○ 畠山教育委員会理事

文部科学省のQ&Aにもあるんですけども、どうして今回、文部科学省が天井撤去を中心とした対策を進めているかという理由の中に、1番として、補強による改修工事は実質的に不可能と考えていますと。2番に、補強または再設置には相当のコストがかかると。3番に、やはり天井を取っても、代替措置、例えば断熱とか吹きつけとかやれば収まるじゃないかということ、もう一つは、やっぱり早期に終えたいと。平成26、27年度に終えたいというふうに聞いています。

これ実は、この説明会のときに私ども書面で、たしかこれを文部科学省さんをお願いして、平成24年度にさせていただいた話やけどという問い合わせの文章も出した中で、いろいろ悩みました。それと今、今回6校ある小学校の体育館なんですけども、この体育館に

については、日永小学校とか塩浜小学校とかあるのですけれども、鉄板製の屋根。ほかの学校ですと、鉄板製の屋根だけじゃなくて、その下に野地板という木板が入っているのですけれども、その入っていない学校が4校含まれています。

やはり皆様、例えば駐車場なんかで鉄板の屋根だと、雨が降るとパラパラパラという音がするというのと、それと結露すると水滴が落ちるという中で、ある意味、天井の役割が、そういう遮音とか防露対策の部分がございまして、総合的に判断した中、一定の耐震補強をしてある。加えて、建築基準法施行令の中で認められているネットという手法である。そしてまた、やっぱりその建物の形状を考えていくと、もしなくすと、例えば夕立等でかなりの騒音がある、結露等の可能性があるると総合的に判断して、加えて、国のほうも二度にわたる補助になるけれども、それは問わないと、返還も求めないという中で判断したものでございます。

○ 川村高司副委員長

もう終わりますけど、国、文部科学省が言うには、強要しているものではないというのと、きのう確認した時点では、国から言われてやっていますという話なんですけど、ここにも書いてありますよね。国から言われたからやった。でも、その国から言われた、この文書だけを読むと、ネットを張るというのは応急処置であって、私は別に安全性を軽視しろと言っているつもりは全くないんですよ。現状できちっと耐震化したものに、この要は新設工事にも、もともと耐震化を含めた費用が入っているわけですよ。既存不適格ではなくて、適格。要は新しい建築基準法も満たしている。そこへ応急処置のネットを張る。その方程式、ロジックは、文部科学省が提示しているこのフローチャートには入っていないんです。国の指導とは違うという理解をして、私はもう終わります。

○ 畠山教育委員会理事

今回、一番国の指導で大きいところは、特に武道場で、実は建築基準法だけで読むと、天井高は6 mございませぬので、対象物件にならないと。しかしながら、文部科学省の方針として、6 m以下であっても200㎡を超えたらやってくださいねというところを示しています。この部分が、建築基準法を超えるところの、文部科学省の指示というところが大きいかと思います。

そういった形で、やはり国のほうも、2年間で全てやると。補助金についても、通例に

ないような手厚い補助をやるという中での方針でございますので、やはりそれにのっとって本市としても行いたいというところでございます。

○ 中川雅晶委員長

この天井崩落対策事業について、関連のある質疑や、また意見のある委員の方はおられますか。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

それでは、ほか、この追加資料に関連する質疑のある委員の方おられますか。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

それでは、この追加資料以外の事業で、質疑のある委員の方の発言を問います。

(「きょうもらったやつですね。」との発言あり)

○ 中川雅晶委員長

きょうもらったやつは、この追加資料の中に入っているやつですので、今やっておいてください。

○ 豊田政典委員

昨日請求をして、時間ない中でつくっていただきまして、ありがとうございます。平成27年度における学校規模等適正化への対応ということで、まとめていただきました。

これ、ざっと読ませてもらいましたが、結論的には、平成27年度の事業としての取り組みとして、1ページにあるような小中学校、それからその前に出された教育環境課題調査検討事業の中の東西笹川小学校、これは今の適正化計画にも入っておりますが、5校あたり、話し合いの場を設置したり、既存の場で話し合いを始めていく、続けていくという内

容だと理解しました。

それについては数が多いので、マンパワーとして大丈夫かなという気もしますが、意欲は感じますし、それから総合教育会議に見られるように、行政の関与というのも、今までの教育委員会のあり方とは違って、市長部局も学校教育についてより関与を強めていくとか、連携を強めていくということなので、教育委員会事務局だけで対応が難しい場面も出てくると思います。例えば笹川地区の話ですと、多文化共生というテーマもありますから、ぜひともその取り組みについても、市長部局と連携しながら進めていただきたいと思いました。

ただ、今までに見られるように、地元の意見を聞くのは、調整するのは大事だけれども、あくまでも基本方針であるとか、あるいは最終的な結論の責任というのは、教育委員会が持つべきだと思いますから、そこは誤らないようにしていただきたいと思います。

それから、あとは全市的な取り組みということで、新たに施設の面であるとか、整理していただいたやつを、素案の形ですけれども出していただいた。僕は大きな一歩前進かなというふうに捉えます。今までなかなかそこまで踏み込んだ記載はなかったし、平成27年度から、この適正化計画、新しいものがつくられるに際しても、かなり成熟してきたものになるのかなという期待を持ちました。ざっと読んだ感じでね。

それと、小規模校対策についても改めて整理いただきました。いろんな形で取り組まれているもの、これから取り組んでいくもの、いろいろ5ページあたりに書いてもらいましたが、なかなか目に見える形で小規模校対策というのが私は感じられなかったもので、こういうふうに整理してもらって、全て行っていくということであれば期待できるように思いますので、これについてもまた、私が残っていればですけど、注視させていただきたいと思います。

国のほうでの考え方というのも、改めて適正規模について示されていますから、それも勘案しながら、さっきちょっとざっと読んでいましたが、手引きというやつですか。全国的にもいろいろ苦勞される中で、それぞれが取り組みを進めていると。もう四日市だけじゃないですから。四日市はかなり先行して取り組んでもらいましたが、他市も同じように少子化している中で、苦勞されながら進めているというのがよくわかります。ぜひいろんな先進事例を研究しながら、なかなか難しい問題というのはよく理解しますが、ぜひ全市的な配置、見られるように、先々を見据えた取り組みというのを、ぜひ平成27年度から開始していただきたいと、そんな期待を持って、資料をざっとですが読ませていただきました。

たので、総括的に結構です。改めてお言葉をいただければと思いますが、教育長、どうですか。適正化に向けた、平成27年度の再出発ということで。

○ 田代教育長

今回、豊田委員にこういう資料をまとめよということで、申しわけなかったです。本来であれば、豊田委員からご指摘いただく前に、こういう資料のつくり方をさせていただくのが本意かなというふうに、今反省しております。

これだけのことを、昨日も豊田委員おっしゃっていただきましたですけど、今の陣容でやるには、かなり頑張らなければならないといたことがありますので、この辺のところは進捗に合わせて、必要な人員等も、人事当局にも当然要請していきたいというふうに、現在考えております。どうもありがとうございました。

○ 中川雅晶委員長

関連。

○ 野呂泰治委員

学校規模適正化への対応なんですけれども、ここにも書いてあるように、規模とか配置、施設というのを主に見たうえでの学校のあり方というか、それに重きがあるように私は受け取ります。ただし、よく言われるように、ものづくりもそうなんでしょうけど、これは経済ですけども、人づくり、教育はまさに人づくり。しかし人づくりって、人はつくってつくられるものではありません。やっぱりどういう形で、姿で育っていくか、どういう姿で、植物と生物と一緒に、どういう形がその時代時代に応じて育っていけるかというのが、まさしくその時代の我々の世代だと思っております。

ですからそういう意味において、長期的なビジョンでもって、四日市の教育としては、こういう四日市の義務教育といいますか、小学校、中学校、あるいは幼稚園もそうでしょうけど、いろんな公教育の中で、こういう形の中で、四日市の指導はこういうふうな形の、それこそローカル、それこそ地域性ですわ。

そういったことを含めたような、一言で言えば、本当にいろんな世の中の社会条件は変わってきますけれども、あらゆることに少しでも対応できるような、そういう規模というか、そういう経済的な、いわゆる費用対効果といいますけども、教育は私は費用対効果じ

ゃないと思います。教育についてはどんどん、日本は資源がないのですから、人に対する、いわゆる教育予算でもそうです。そういった形でどんどんと進めていってほしいと、こんなふうに思いますので、教育長、一言あったら言ってください。

○ 田代教育長

いつも野呂委員からは、教育は人づくりだということでエールを送っていただいています。年明けて私も、いろいろ新聞等、目を通していますと、やっぱりこれからの社会といえますか、日本の発展というのは、人づくりの成否にかかっているというふうなことを書かれている方もおりました。いわゆる未来を担う子供たちを、どのように教育、育成していくかと。これが大事であると。

この2年間で国のほうは、いろいろ教育再生とか経済再生とか、いろんな形で課題を出してきておりますが、私ども、教育再生ということで、国から出されてきたことを、当然それは四日市市としてきちっと受け止めて、四日市の子供たちをどういうふうに教育していったらいいか、これを絶えず自問自答しながら、そして皆様方のご意見をいただきながら進めていかなければならないというふうに考えております。

人づくり、大事、全く同感でございます。ありがとうございました。

○ 中川雅晶委員長

じゃあこの程度で、追加資料の関連部分については質疑のほうを終了したいと思います。それでは、それ以外の事業についてのご質疑、ご意見を受けたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ございませんか。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

質疑も別段ないようですので、それではこれより採決に入っていきたいと思います。一旦休憩を入れさせていただいて、再開後、討論、採決に入りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは再開、とりあえず11時10分ということでお願いします。

10 : 54 休憩

11 : 13 再開

○ 中川雅晶委員長

お疲れさまです。では、休憩前に引き続きまして、会議を再開をさせていただきます。

これより、議案第91号平成27年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第10款教育費、第1項教育総務費（関係部分）、第2項小学校費、第3項中学校費、第4項幼稚園費（関係部分）、第5項社会教育費（関係部分）、第6項保健体育費、第2条債務負担行為（関係部分）について採決に移りたいと思いますが、その前に、全体会へ送るべき事項の確認をさせていただきたいと思います。

全体会に送るもののご提案のある委員の方は、ご発言をお願いします。

○ 川村高司副委員長

先ほど話させていただいた、この屋内運動場等つり天井崩落対策事業の天井撤去部分は異を唱えるものではないんですが、落下防止ネット設置の予算額5990万円に関しては、国から、文部科学省の対策案のフローチャートに準ずるものではない応急処置のものであって、かつ、全国的にも実施例が1カ所も存在しない。この現状自体、適格な建築物であるにもかかわらず、過剰な工事によって、地方自治法の最小の経費で最大の効果に反するのではないかということから、ぜひこういったことをこちら側が精査しないと、文部科学省からの通達は本当にどういう内容であったのかも、こちらがわざわざ調べて、文書をもって指摘しないと本当の実態がわからないという、現状の四日市市教育委員会の体質に対しても問題があるというふうにも思っていますので、この現状を、まずは議員の皆さんでも再認識していただいて、この点に限らず、そういった視点が今、教育委員会に対しては必要なのだという問題提起も兼ねて、全体会に上げることを提案させていただきます。

○ 中川雅晶委員長

ほかに全体会に上げる……。

○ 小川政人委員

ネットは必要ないという立場で川村副委員長は言ってみえるのか、それとも畠山理事はネットは必要ないという、必要あるのかないのか、どっちなのか、その辺がわからない。

○ 畠山教育委員会理事

ただいま川村副委員長のほうからおっしゃっていただいた、適格な建物であるにもかかわらずというところなんですけども、現在、建築基準法の中では、新しく建つものは当然耐震性のある天井を使わなあきませんので、現建築基準法に合っていないと。ただ私が申し上げたのは、既存不適格という言い方があって、すぐ法律ができたなら直さなあかんかという範囲には入っていませんということでございます。

それと、そういったことから、今回文部科学省では、平成26、27年度において、その建築基準法にのっとり古い建物をやりなさいよというところでございますので、今回は必要あるというふうに考えております。

(発言する者あり)

○ 中川雅晶委員長

またそこからやり直し。質疑はもう終結されているので。

(発言する者あり)

○ 中川雅晶委員長

ちょっと待って。勝手に発言しないでください。

それではもう一度。小川委員は、このつり天井崩落対策事業が、ネットが必要があるのかないのかというところで、畠山理事は、それはありますよという回答ですよ。

○ 小川政人委員

だから全体会に送るのに、必要のないものを余分に工事をするんやったら、それは全体会に送る前に、ここで減額せなあかんのやけども、その辺の考え方がちょっとわからないところがあって、なかなかジャッジがしにくいなと思ったもんで、再度お尋ねをしたんだ

けども。

旧基準には合っているけれども、現行の建築基準法には合っていない。じゃあ取り外す必要はないんやけども、ネットで補強するわという世界の話やわな。取り外す必要がないということは、落ちやんから取り外す必要がないんやということにもつながるんだけども、川村副委員長の言い方でいくと、いや、ネットでそんなん補強したって、落ちてきたらもうネットなんか無理やにという、支えにならへんのと違うという意見で。もしくは、やるんなら新基準に合うような補強をせよという、ネットよりも新基準に合う補強をやったらどうやというのが川村委員の意見かなと思っとるもんで、そこが。

その整理を、費用対効果も含めて、ネットでやって幾らで、新基準にできる補強をすることもできるのかできないのか、その辺は。

○ 畠山教育委員会理事

その補強につきましては、この対象になっている施設については新しいということで、一定の耐震対策でやったところもありましたので、メーカーに対して、それに例えば部材を足して、今回の建築基準法に合わせることはできないのかという問い合わせも行いました。しかしながら、それは難しいというふうな見解でございました。文部科学省のほうも、現実的には今ある天井を補強して基準に合わすことは難しいだろうなという背景の中で、それであれば、早期に多くをやるという観点から、撤去というふうな方針を示します。

しかしながら、何度もお話しさせていただいていますように、平成24年度に一定の耐震対策をした天井でございますので、そこにプラスアルファをかけて安全性を高めれば、建築基準法施行令においても、そういった落ちてくることはない。生命は保たれるという範囲でございますので、それで今回については十分なものというふうに考えております。

○ 小川政人委員

補強はできやんよと。だけどネット張ったら補強になるんやよという考え方ですかね。

○ 畠山教育委員会理事

先に申し上げました、例えば4校のところについては、天井懐というか、高さはないわけですわ。もうすぐ天井で部材とついていますので、常識的に考えれば余り揺れないというところでございますけども、それにつきましても、やっぱり基準上の判断になりますの

で、それについては今回補助対象になることから、告示で言うところの落ちてこない対策をやることによって、文部科学省で言うところの、この平成26、27年度の対策に当てていくというところでございます。

そういう形で、今の環境を一番よく保ちながら安全性を高めるという判断の中で、今回、ネットという手法を選ばさせていただいたところでございます。

○ 小川政人委員

だからネットは大丈夫なのかということやろな。

○ 畠山教育委員会理事

ネットは大丈夫なようにつくるという前提でございます。

○ 中川雅晶委員長

それをお聞きいただいて、この全体会に上げるかどうか採決をとりたいと思いますので。

○ 諸岡 党委員

副委員長に質問してよろしいですか。

○ 中川雅晶委員長

はい。

○ 諸岡 党委員

修正か附帯決議か否決かで、どの案件で上げようとされていますか。

○ 川村高司副委員長

この金額、丸々減額。

○ 中川雅晶委員長

それでは、今、副委員長から提案がありました、屋内運動場等つり天井崩落対策事業について、全体会に送ることについて賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○ 中川雅晶委員長

4名。これ、私が裁決すればいいんですかね。私は上げる必要はないと思いますので、これは全体会には送らないことといたします。

それではほか、ございますか。

○ 諸岡 覚委員

通らんのを承知で、とりあえず。朝鮮初中級学校補助金、全額減額修正という前提で、全体会にお願いします。

○ 中川雅晶委員長

それでは、朝鮮初中級学校の補助金の全額減額修正ということで全体会に送るという提案について、質疑や討論とかございますか。

○ 川村高司副委員長

全体会に上げる上げないの今から採決をして、これに関しての委員会での採決というのもされるんですか。

○ 中川雅晶委員長

この後、討論、採決に移ります。

ございませんか。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

なければ、この朝鮮初中級学校の補助金について、全体会へ送ることに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○ 中川雅晶委員長

賛成少数。これも全体会に送らないことと、当委員会では決しました。

ほか、ございますか。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

なければ、ただいまより討論に移りたいと思います。討論はございますか。

○ 川村高司副委員長

先ほど申し上げたような理由から、屋内運動場等つり天井崩落対策事業、この予算額5990万円の部分に関しては、全額減額修正ということで。

○ 中川雅晶委員長

他に。

○ 諸岡 覚委員

私立学校等教育補助金の中の朝鮮初中級学校補助金関係部分について、反対の立場から討論させていただきます。

昨日の質疑の中で、理事者側からはっきりと、税金を投入するにはふさわしくない部分もあるという言葉がございました。税金投入するのにふさわしくないとわかっているにもかかわらず、予算計上して、それを成立させていくというのはいかがなものかというのが、まず1点。

そして質疑の中でもありましたけれども、倫理的な問題ですね。要するに破壊活動防止法の調査対象団体である朝鮮総連の下部組織、ここに補助金を出すことは必要がないと国は言っているにもかかわらず、あえてそこに補助金を出していく必要性があるのかという問いかけに対しまして、最後まで明確な答弁がなかったという部分から、私はこれに対し、全額減額として反対をさせていただきます。以上です。

○ 中川雅晶委員長

他に討論はございますか。

○ 川村高司副委員長

手続論を余り理解しなくて申しわけないんですけど、先ほど四日市朝鮮初中級学校の補助金に対してですが、私も反対の立場で討論させていただきます。

現状、日本国が学校と認めていないということと、既存で通ってみえるお子さんたちは、四日市市の公立学校に通っていただくよう案内も出していると。それをあえて朝鮮学校のほうへ通ってみえる。現状、通ってみえる方が——年少、年長ということは、これは幼稚園ですかね——幼稚園、小学校、中学校で、全体で51人。各学年別で見ると、大体少ないのでお二人、多くても9名。要は10人以下の学年しか存在しない。そのうち四日市市の生徒さんというのは、51人中33名と、65%である。それ以外は、鈴鹿市、桑名市、津市からも通ってみえる。

そういう現状を踏まえて、かつ、人事権等、教科書についても、全ての権限は北朝鮮側にあるということから、補助金対象にするのはいかななものかという思いから、反対の討論とします。

○ 中川雅晶委員長

他にございますか。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

それでは反対討論がございましたので、挙手による採決をとらせていただきます。

それでは議案第91号平成27年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第10款教育費、第1項教育総務費（関係部分）、第2項小学校費、第3項中学校費、第4項幼稚園費（関係部分）、第5項社会教育費（関係部分）、第6項保健体育費、第2条債務負担行為（関係部分）について、原案のとおり賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○ 中川雅晶委員長

賛成多数。よって、当委員会においては、議案第91号平成27年度四日市市一般会計予算について可決すべきものと決めます。

[以上の経過により、議案第91号 平成27年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第10款教育費、第1項教育総務費（関係部分）、第2項小学校費、第3項中学校費、第4項幼稚園費（関係部分）、第5項社会教育費（関係部分）、第6項保健体育費、第2条債務負担行為（関係部分）について、採決の結果、賛成多数により可決すべきものと決する。]

○ 中川雅晶委員長

以上で平成27年度の予算審査は終了をさせていただきます。

引き続きまして平成26年度補正予算に入りたいと思いますが、理事者、入れかえは大丈夫ですか。

議案第132号 平成26年度四日市市一般会計補正予算（第8号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第10款 教育費

第1項 教育総務費（関係部分）

第2項 小学校費

第3項 中学校費

第5項 社会教育費（関係部分）

第6項 保健体育費

○ 中川雅晶委員長

それではここより、議案第132号平成26年度四日市市一般会計補正予算（第8号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第10款教育費、第1項教育総務費（関係部分）、第2項小学校費、第3項中学校費、第5項社会教育費（関係部分）、第6項保健体育費について、

簡潔に説明を求めます。

○ 室町教育総務課長

教育委員会の平成26年度補正予算につきまして、ご説明をさせていただきます。

資料は2月補正予算参考資料（第8号）、それから予算常任委員会資料、平成26年度一般会計補正予算（第8号）、それから補正予算書（2）でございます。2月補正予算参考資料（第8号）と予算常任委員会資料はそれぞれ1ページから、補正予算書は44ページからでございますが、全体像につきまして、予算常任委員会資料平成26年度一般会計補正予算（第8号）の1ページ、2ページにまとめてございますので、ごらんいただきたいと思っております。

教育委員会は、3億1738万8000円補正がございます。それぞれの事業、これ14項目ございますが、それぞれ2月補正予算参考資料と予算常任委員会資料に個別の調書がついてございます。その調書に基づきまして、各課長のほうから説明をさせていただきます。

まず教育総務課担当分としまして、退職手当、それから退職一時金、それから公務災害補償費、この三つについて説明をさせていただきます。個別調書につきましては、2月補正予算参考資料（第8号）の17ページから記載がございますので、ごらんいただきたいと思っております。2月補正予算参考資料の17ページからでございます。

まず17ページの退職手当でございますが、大きな要因というのは、定年退職者の想定が下回ったことによる減額でございます。定年の予想がなぜ狂うのかということでございますが、毎年、実務的な予算計上の時期が11月ごろでございます。平成26年度予算の見込みを立てました後に、定年1年前の職員が予想外の退職をしてしまったという影響で、定年退職者予定2名分の減員がございまして、これが約4600万円、減額理由の大半を占めるものとなりました。

そのほか、普通退職5名は、年度途中退職3名を含む人数でございまして、当初見込みから4名プラスで、1000万円余りの増額。また勸奨退職は、見込み人数1名は変わりませんでしたけれども、役職ですとか経験年数の影響で、想定より数百万円低い額となりまして、トータルいたしまして4250万円の減額をお願いするものでございます。退職理由と申しますのは各人さまざまございまして、退職者数はどうしても正確に読み切れないところがございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に18ページは退職一時金ということで、こちらは1年更新で任用をしております嘱託

職員の退職金のことでございます。当初の5名退職見込みから2名多い退職者が出まして、約180万円の増額補正となっております。

次に19ページの公務災害補償でございます。この補償につきましては、非常勤でございます臨時職員でありますとか、議員の皆様方など、地方公務員災害補償基金の適用とならない職員の方々を、市独自の条例で補うというものでございます。この公務災害につきましては、必ず発生するとあらかじめ予測する性質のものではございませんので、予算につきましては、頭出しとして、療養に要する災害補償費と見舞金に当たります交際費、それぞれ1000円を置く形をとっております。

結果として1000万円超の増額となっておりますが、この事案が平成22年のものでございますが、転倒によります骨折でございます。骨の接続がうまくいかずに、現在、骨にはチタンプレートで固定し、補強が必要でと、右足と左足で数cmにわたって短縮が起きているという、ちょっと不幸な障害が残ったものでございまして、障害者見舞金という基準に基づきます第6級に当てはまるということで、その支給額が1300万円。それから療養した期間、入院期間でございますが、これが6カ月以上あったということで、負傷者見舞金というものが規定額24万円ございまして、その増額の補正をお願いするものでございます。

私からの説明は以上です。

続きまして、学校教育IT推進事業費以降を説明させていただきます。

○ 上浦学校教育課長

それでは続きまして、学校教育IT推進事業費について、ご説明を申し上げます。資料がちょっと変わりました、一覧表のあります予算常任委員会資料3ページをごらんください。

この事業は、いわゆる教職員一人1台パソコンの配備を行うもので、個人情報や学校情報の漏えいを防止するとともに、業務の省力化を図り、効率的な学校運営を行うと、そういうことを目的としたものでございます。

前回のリース契約が平成26年3月31日で切れたことに伴い、新たに平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間のリース契約を結んだわけですけれども、その際、入札金額が当初予算額を下回ったということで、減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、学校保健衛生管理費の補正について説明いたします。資料、済みません、前の資料に戻っていただきまして、2月補正予算参考資料、これの20ページをごらんくだ

さい。

これは独立行政法人の日本スポーツ振興センターの災害共済給付金の障害見舞金の申請がありましたので、その増額補正を行うものでございます。この事案については、平成24年度、当時小学校1年生の児童が、図書室で友達と休み時間にもみ合いとなりまして、その際に負傷したということでございます。その後、治療を続けていたのですけれども、平成26年8月に症状が固定したというふうに診断されて、平成27年1月に、障害見舞金の請求が日本スポーツ振興センターに対して行われました。

なぜこの増額ということなんですけれども、この障害見舞金というのは、症状が固定した場合に払われるということで、いつ症状が固定するかわからないということで、なかなか予算立てのしにくいものでございまして、このような形になったところでございます。

続きまして、要保護準要保護児童就学援助費、並びに、表では一つ飛んでいるんですけれども、要保護準要保護生徒就学援助費について、ご説明を申し上げます。資料は、戻っていただいて、予算常任委員会資料の4ページでございます。

この就学援助費の補正に関しましては、小学校においては、認定者数が当初の見込みを下回りました。それから中学校においては、ここも認定者数が下回ったんですけれども、それとともに、給食の利用、それから修学旅行等の実績が当初の見込みを下回りましたので、減額補正をお願いするものでございます。補正額、小学校は540万円、中学校は320万円となっております。

それから続きまして、中学校給食事業についてご説明いたします。資料は次の5ページとなっております。これは昨日の当初予算のほうでもご説明をしたわけなんですけれども、いろいろと利用促進に努めてまいったわけなんですけれども、調理・配送業務が当初の見込みを下回ったということで、不用額が生じることになりましたので、減額補正をお願いするものでございます。

説明は以上です。

○ 坂口教育施設課長

私のほうからは、同じく、同じ資料で6ページのほうをごらんいただきたいと思います。こちらのほう、武道場つり天井崩落対策事業費（アセットマネジメント）でございしますが、こちらのほうの補正をお願いするものでございます。

まず内容といたしましては、武道場7校——南中学校を含め7校ですけれども——にお

ける、つり天井崩落対策工事の請負金額が当初予算額を下回りまして、入札差金ということで、こちらのほうの減額補正をお願いするところでございます。補正額といたしましては、950万円でございます。

以上でございます。

○ 伊藤社会教育課長

社会教育課、伊藤でございます。資料は引き続き7ページをごらんください。埋蔵文化財発掘調査受託事業費でございます。この事業につきましては、北勢バイパス建設に係る埋蔵文化財の発掘調査を国土交通省のほうから受託し、埋蔵文化財の発見、また発掘や出土品の整理、調査報告書の作成等、記録保存を行っておるものでございます。

平成26年度におきましては、川原宮遺跡の整理業務や報告書作成を行うとともに、現地における川向山添遺跡の2次調査。2次調査というのは本調査でございます。あと、同川向山添遺跡並びに横谷遺跡の1次調査——1次調査というのは、発掘する範囲を確定するための試掘調査でございます——を行う予定でありましたが、国土交通省の事業進捗により、現場における1次調査、2次調査を実施することができなくなりました。

これによりまして、埋蔵文化財調査に係る現場での土工委託等や整理作業員等の賃金が不要となったため、減額補正を行うものでございます。補正額につきましては、約4000万円の減額ということで、補正後は約1030万円余の予算になります。それと同様に、同額の国土交通省からの受託費を減額させていただくものでございます。

続きまして8ページをごらんください。久留倍官衙遺跡整備事業でございます。

これにつきましては、平成26年度当初予算内示後に、文化庁から補助金の20%シーリングが決定したために、26年度に計画をしていた補助対象事業である正殿の立体表示等の工事を行うことができず、先送りしたことにより、減額補正をするものでございます。補正額につきましては、約2300万円余の減額となりまして、補正後は9500万円余でございます。同様に補助金のほうも減額させていただきまして、県補助金を約1300万円減額、市債も1500万円減額ということになります。

以上でございます。

○ 水谷博物館副館長

同じ資料の、次の9ページをお願いします。博物館常設展示等リニューアル事業費の補

正についてですけれども、展示造作等業務の委託料及び施設改修工事の請負金額が、入札の結果、当初予算額を下回りましたので、減額補正をお願いいたします。

内訳は、展示造作等の業務委託料が1500万円の減額、内装工事等の施設改修の工事請負費が3980万円の減額で、合計5480万円の減額となります。なお、今月21日にオープニング式典、それに先立ちまして、18日に内覧会を開催させていただきます。委員の皆様方には、お忙しい中、恐縮ですけれども、ぜひともご出席いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

○ 小垣内スポーツ課長

スポーツ課でございます。よろしくお願いいたします。スポーツ課は10ページ、11ページでございます。

まず10ページ、中央緑地運動施設整備事業費（アセットマネジメント）でございます。それぞれ全て減額補正でございます。

まず中央緑地の運動施設事業につきましては、4点ございます。まず1点目が、第2体育館のつり天井崩落対策工事。当初、現天井を撤去して新たに復旧するという工法を入れておりましたが、天井を撤去し、配管、屋根裏を塗装する工法に変更したことにより、減額補正となりました。

2番目は、中央緑地の第2体育館の外壁改修及び屋上防水改修工事を行う予定でございましたが、今年度進めておりました国体に向けた施設整備構想の中で、新体育館の建設が具体化されて、それに伴い、新体育館ができた際、一体的に外壁の色目とか、それからつなぎの箇所とか、新たな工事が発生するということが見込まれますので、この第2体育館の外壁、屋上防水については、危険箇所、緊急の高い場所のみの改修を対象とし、減額補正とさせていただきたいと思っております。

次に、同じく体育館の冷温水機のオーバーホール工事でございますが、20年経過した中で、長寿命化を図るために、オーバーホールの工事を当初予定しておりました。再度この冷温水機を見たところ、中の部品の電熱管等が継続使用が可能ということで、これを交換せずに施工し、減額となりました。

4番目の中央緑地の陸上競技場の外壁改修につきましては、これは工事請負費が当初の予算額を下回ったため、減額となりました。

合計で6080万円の減額補正でございます。

次に11ページ、その他運動施設整備事業費でございます。同じく三滝武道館のつり天井の崩落対策工事として工事を進める中で、新基準の天井を復旧せずに、現天井を撤去し、塗装のみとすることにより、減額補正となりました。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○ 中川雅晶委員長

説明は以上ですね。説明はお聞き及びのとおりです。

皆さん、ちょっとご相談なんですけれども、この後、質疑をこのまま継続するか、一旦ちょうど昼なので、午後に再開するか、どうしましょう。たくさんありますか。

○ 小川政人委員

午後に再開。

○ 中川雅晶委員長

午後再開。そうしたら……。

○ 小川政人委員

まだ議案あるのやろ。

○ 中川雅晶委員長

議案あります。まだ議案もありますので、そうしたら、ここで一旦昼の休憩をとらせていただいて、再開を1時とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

11：49 休憩

13：00 再開

○ 中川雅晶委員長

お疲れさまです。それでは休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

ここからは、議案第132号平成26年度四日市市一般会計補正予算（第8号）について、

質疑並びに意見を承ります。質疑ないしは意見のある委員の方、発言をお願いします。

○ 石川勝彦委員

社会教育課のほうに2件ほどお尋ねしますが、埋蔵文化財発掘調査受託事業費ということで、このルールが余りはっきりわからないので教えていただきたいんですが、進捗できなくなったけれども予算は計上されていて、道路の整備をするに当たって、発掘調査は事前にやってもいいのではないかなというふうに思うんですが、減額補正になっておりますけれども、こういうルールなんですか。

2次調査は本調査であり、1次調査は発掘するのに対する調査ということで、ともにというふうにあります。1次ないし2次、1次だけでもというようなこと、あるいは北勢バイパスの工事が、進捗がたとえ遅くなっても、事前にやっておいてというようなことは普段は行われぬという考え方に基づいて、減額補正になったのかということですね。

それからもう一点は、久留倍官衙遺跡についてですが、20%シーリングが決定したために、実質的にほとんど20%ですよね、減額補正ということですが、どういう意味から遺構表示整備工事などを先送りせざるを得なくなったのかということについて、もう少し詳しく教えてください。

○ 伊藤社会教育課長

まず、埋蔵文化財発掘調査受託事業のほうからご説明させていただきます。

この事業につきましては、まず国土交通省の事業進捗と申しますのは、用地買収の関係でございまして、用地買収できていないところについては発掘調査ができないということもございまして、それともう一つの大きな要因としましては、私どものほうが、市の内部で予算要求をし、予算内示をして、皆さんが予算審議して予算がつくわけですけれども、その予算の内示というか、議会の審議中というか、大体もうちょっと後になって3月ぐらいに入ってこない、国の国土交通省の予算が定まらないということもございまして。

そういうときにおいて、国のほうで予算がつかないことも多々あるということで、国のほうから受託する予算、いただく予算がないということで、こういうふうな計画変更をせざるを得ないという状況でございまして。

それから、もう一つのほうの久留倍遺跡でございましてけれども、これもここに書いてございましてけれども、予算の内示後に20%シーリング、この年度は20%少なく内示が出ると

ということで話がありまして、そのころには当初予算を修正することもできない遅い時期でございました。

これにつきまして、20%というとかかなり大きな額になりますので、例えば平成26年度におきまして、正殿の立体表示。立体表示と申しますのは、復元はしないけれども、例えば柱の数とか面積ぐらいについては当時のそのままですけれども、外見の色とか形、デザインにつきましては正確に復元しないというふうなことの立体表示でございまして、一見するとあずまや風にする工事がございました。

これが20%補助事業をカットされたということになりまして、平成26年度中に実施することができなかったということで27年度に送りまして、事業の組みかえをしたというふうな感じでございます。というふうなことで事業の組みかえを行いまして、20%カットされた分につきまして、減額補正をさせていただくものでございます。

以上でございます。

○ 石川勝彦委員

ありがとうございます。そうすると、まず大事なことは、用地買収の交渉は進んでおったけれども、最終的な買収というところにまでは至っていなかったということか、それから、予算が下りてくる云々という年度末の見込みが立たなかったのを、予算として計上したけれども、ちょうど1年前ですよね。来年の春までにとということで、今までにですね、入ってくるという前提のもとに見込んだけれども入ってこなかったということで、減額補正ということですね。そういうふうに理解させていただきたいと思います。

それから久留倍遺跡のほうも、これは単純なことをお尋ねしますが、20%カットということになると、できるできないということですが、シーリングも、10%ぐらいのシーリングだったらできるんですか。とにかく全額がなければ無理だということですか。

○ 伊藤社会教育課長

今回につきましては、恐らく10%であっても、正殿の立体表示の工事が結構額が大きいものでございましたので、できなかったものというふうに解釈しております。

○ 石川勝彦委員

以上のことについては了解いたしました。それからもう一つ、教育総務課のほうへお尋

ねいたしますが、退職手当について減額補正になっておりますが、1億100万円というのが5850万円ということで、補正が4250万円ということになっていきますね。これは見込みで毎年のことだと思うんですが、この辺のところについては、昨年今ごろにはもう当然わかっておられないかんわけですが、その前から定年退職か勧奨か普通退職かというところについては、定年退職はわかりますけども、あとのところについてはなかなかつかみ得ないから、半分近くじゃないけれども、6割程度の減額補正ということになりましたけれども、前も一度、この点についてお尋ねしましたけれども、そんなに難しいものなのかなと思うんですけども、その点いかがですか。

○ 室町教育総務課長

退職の見込みでございますが、通常ですと、3年なり5年なりという、普通退職ですと、平均を見たりして予測を立てたりします。定年についてはもうわかっておるわけでございますけれども、最初にちょっと説明をさせていただきましたが、予算計上時期というのがどうしても11月ごろになっておりまして、たまたまあと1年残している職員が、年を越してから退職を表明したりいたしますと、その分の予算は翌年度計上されているという事態が起こってしまうということもございまして、今回はたまたまそのような職員が2名おりましたので、ちょっと額としては大きな額となってしまいました。

以上です。

○ 石川勝彦委員

室町教育総務課長は、前、人事課長をしておられたわけだから、その辺のところはわからなかったのかなと思ったりもするんですけども。経験上、無理ですか。

○ 室町教育総務課長

退職理由につきましては人それぞれ、時期を含めましてさまざまございまして、ちょっと読み切れないところがございます。また、市長部局と教育の部局のほうの異動なんかで狂ってくる場合もございます。さまざまございまして、なかなか読み切るのが難しいところではございます。

以上です。

○ 石川勝彦委員

今回は減額補正ですが、増額、思いがけない退職者がよく出たということが、過去にもありましたね。そういうときは、こういう、教育委員会ばかりじゃないですけども、退職手当等の増額補正というのが今までも何回も出てきておりましたけれども、そのときそのときも申しあげましたけども、今申しあげましたようなことを、今回は教育委員会ですけども、そういうことについて、やっぱりしっかりと見ていけないのかなということで申しあげてきましたが、こんな減額あるいは増額というのも、こういう大きい組織の中であることだけれども、率から言ったら、もう少し、今回でも4割近くの減額ですから、その辺のところを考えられなかったのかなということを申しあげて終わります。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。他に。

○ 野呂泰治委員

今、補正見せていただいておりますけども、ほとんど減額で、総額3億1700万円ばかりですけども、全体として、こういう補正というよりか、減額というのは、やっぱり予算を立てるときのその辺の精査というものが、もう一つしっかりしてほしかったなということと、また逆に言うと、こういったことを踏まえて、もっとなぜできなかったということも再度やっぱり検証してもらわないかないと思いますし、またほかの部門でも、ここへこれだけ予算をつけているために、ほかの部門の工事ができなかった、抑えられたというところが、教育委員会の中で恐らくあると思いますので、その辺もしっかりと今後は精査をしていってもらわないと、何のための予算かもわかりませんもんで、概算ではいけないので、もっとやっぱり、予算ですもんで、しっかりと立てるときに計画を練ってもらいたいと、こんなふうに思います。

それで1点だけ、ちょっと教えてください。4ページの要保護準要保護児童生徒就学援助費なんですけど、減額なんですけど、昨今、子供さんの貧困、いわゆる非常に家庭的に、いろいろと経済的な面で困っている子供さんがたくさんふえてきているように思われますので、これは格差の問題と言われれば何とも言えませんが、しかしこの辺は何人ぐらいか、どんなことなのか、ちょっともしわかるとる範囲であったら、許される範囲の中で教えていただけますか。

○ 上浦学校教育課長

この補正予算に関しまして、小学校は1839名と見込んでおりましたけれども、現実1641名ということで、198名減っているということでございます。中学校においては、見込みが1107名でございましたけれども、実際は1040名と、67名減っていると。そういう状況でございます。

○ 野呂泰治委員

大変いろいろお困りの方もお見えになって、いろいろと制度的に、こんなふうにしていろいろ就学援助という形でやっていただくのは大変結構ですので、こういうことができるだけ少なくなるように、こういったことから、やっぱりいろいろな子供さん同士の、何と申しますか、いろんないじめとか、また、あるいはほかの面でのいろんな影響があってもいけませんので、しっかりとその辺は、学校のほうだけじゃありませんけども、実態をしっかりと学校のほうでよく把握していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○ 中川雅晶委員長

他にございますか。

○ 小川政人委員

公務災害補償と、それから学校保健衛生管理費、もうちょっと詳しく説明してくれやんな。

○ 中川雅晶委員長

どなたか。

○ 室町教育総務課長

公務災害補償のほうですけれども、事案が平成22年3月のものがございます。書庫の鍵を取るために、振り向いて歩き出したところ、段ボールにつまずいて、バランスを崩して

転倒したと。そういうものなのですが、何か一見、事案としては軽そうなんですけれども、左の足を複雑に骨折したということで、平成26年5月まで症状固定がせず、骨の癒合といえますか、接続もうまくいかずに、チタンを足に補助した。それから、足の長さが4cmほど、右と左でずれてしまった。この矯正はできないと。そのような、結果としては重い事故となってしまいました。

それで、これにつきましては、障害種別、その重さによりまして、第1級から第14級という区分に基づいた認定がございまして、今回については6級という認定がされまして、それについてはそれぞれ補償の額が決まっております、1300万円であったと。その分と、入院していた期間、療養の期間での補償もございまして、半年以上あったということで、これも一定額が決まっております、24万円の支給となったものでございます。

以上です。

○ 上浦学校教育課長

災害共済給付金のことでございますけれども、この内容につきましては、先ほどちょっと申し上げたこととかぶるかわかりませんが、平成24年度、当時1年生の児童、これが図書室で休み時間に友達ともみ合いになって、床なんですけれども、床で頭を打ったという事案でございます。床はじゅうたん敷きであったんですけれども、そういうふうなことで、最初は、これは受診もしたんですけれども、頭部外傷というそういう診断で、様子を見ていました。ところが少し日常生活の様子から、もう一回、数カ月後に再受診をして検査したところ、少し記憶の部分で障害があるというふうな事案でございました。その後、リハビリと通院をして、続けていたんですけれども、平成26年8月に固定したと。そして平成27年1月に、障害見舞金の請求がなされたということでございます。

これも日本スポーツ振興センターのほうで精査をして、この等級等を決めてくるわけですが、この子供さんの場合は第5級というふうなことになりまして、それに見合う1700万円というふうな額になったというふうなことでございます。

以上です。

○ 小川政人委員

1年生って言った。

○ 上浦学校教育課長

1年生です。

○ 小川政人委員

どこの1年生。幼稚園の1年生か、保育園の1年生か。

○ 上浦学校教育課長

小学校1年生でございます。

○ 小川政人委員

初めからそうやって言ってくれ。ふざけとってけがをして、症状固定という、どういう障害が残ったのかな。

○ 上浦学校教育課長

診断は、頭部外傷、記憶障害というふうになっております。

○ 小川政人委員

記憶がまだ取り戻せやんということですか。

○ 上浦学校教育課長

この子供さんは、通常ずっと今、学校に来ておりまして、普通に生活をしているんですけども、時々そういうふうな症状が起こるといふようなことを聞いております。

○ 小川政人委員

わかりました。こういうのを、もっとそうやってわかりやすいことやもんで、ちゃんとしてほしいな。

○ 中川雅晶委員長

よろしく申し上げます。ほか、ございませんか。

○ 川村高司副委員長

この予算常任委員会資料、平成26年度補正予算の11ページ、アセットマネジメントということで、この2720万円の減額は、三滝武道場のつり天井崩落対策工事で天井の撤去、これだけの工事。補正後は8760万円ということによろしいですか。

○ 小垣内スポーツ課長

三滝武道館の天井の撤去の工事のみでございます。

○ 川村高司副委員長

その隣の10ページは、中央緑地第2体育館のつり天井崩落対策工事で、2200万円ほどの減額になっていますが、これの工事費はお幾らですか。

○ 小垣内スポーツ課長

当初の予算額は約8250万円で、予算執行が6071万2000円ということです。これは天井撤去と、それから照明灯の取りかえが含まれております。済みません、三滝武道館も照明灯の取りかえが含まれております。

○ 川村高司副委員長

遡って6ページも、同じアセットマネジメント事業の中の武道場つり天井崩落対策事業で、中学校7校のつり天井崩落対策事業とだけ書いてあるんですが、これは内容的には天井の撤去の工事ですか。

○ 坂口教育施設課長

委員おっしゃるとおり、天井の撤去工事でございます。全て。

○ 川村高司副委員長

どういう聞き方するとわかりやすいのかわからないですけど、規模によって、三滝の武道館と中学校の武道場、もしくは中央緑地第2体育館、これは規模の違いによる金額の差、及びプラス照明という、そういう解釈ですか。

○ 畠山教育委員会理事

それぞれの物件につきまして、撤去における費用と規模による差異ということでございます。

○ 川村高司副委員長

後からでいいので、その辺ちょっとわかるものを。単位当たりという見方をしたらいいのか、撤去工事のレートというか、というのをわかるようなものというか、そういった資料を見せていただければと思います。

とりあえず以上です。

○ 畠山教育委員会理事

単位当たりというんじゃなくて、積算になっておりますので、その積算資料のほうをお示ししたいと思います。

○ 中川雅晶委員長

よろしいでしょうか。後でもいいですか。

○ 川村高司副委員長

後でいいです。

○ 中川雅晶委員長

後で。

他にございますか。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

質疑もないようですので終結をさせていただいて、これより討論に入りますが、討論に入る前に、全体会に送るべき事項はございますでしょうか。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

なしと認め、ただいまより討論、採決に入っていきたいと思います。

議案第132号平成26年度四日市市一般会計補正予算（第8号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第10款教育費、第1項教育総務費（関係部分）、第2項小学校費、第3項中学校費、第5項社会教育費（関係部分）、第6項保健体育費、討論ございますか。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

討論なしと認めます。それでは、この議案第132号平成26年度四日市市一般会計補正予算（第8号）の関係部分について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

(異議なし)

○ 中川雅晶委員長

異議なしと認め、原案のとおり可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第132号 平成26年度四日市市一般会計補正予算（第8号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第10款教育費、第1項教育総務費（関係部分）、第2項小学校費、第3項中学校費、第5項社会教育費（関係部分）、第6項保健体育費について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 中川雅晶委員長

以上で、平成26年度四日市市一般会計補正予算（第8号）については終了とさせていただきます。

それでは理事者入れかえはありますか。

それではここからは、教育民生常任委員会として、委員会に付託された2議案の審査を一括して行います。

議案第126号 四日市市教育長の給与及び旅費に関する条例の制定について

議案第127号 四日市市教育長の職務に専念する業務の特例に関する条例の制定
について

○ 中川雅晶委員長

議案第126号四日市市教育長の給与及び旅費に関する条例の制定についてと議案第127号四日市市教育長の職務に専念する業務の特例に関する条例の制定について、一括して説明のほうをよろしくお願いいたします。

○ 室町教育総務課長

前回、提出議案参考資料でご説明をさせていただきましたが、本日、参考資料といたしまして、県内他市の教育長の給与の比較の表をお配りしております。教育民生常任委員会資料、インデックスの②でございます。

現在、月額で受け取っております給料ですとか期末手当、それから任期3年というものを想定しました退職手当、そして3年を想定した場合の総支給額、そのあたりを参考に計算をいたしております。

今の状況で申し上げますと、県内では5番目程度の月額で、任期3年を想定いたしました総額での比較ですと、11番目となっておりますが、今回ご提案させていただきます内容をお認めいただけますと、県内で3番目、任期3年を想定した場合の総額は、5番目あたりとなることとなります。前回説明させていただきましたのは、本市の事業管理者と同額の、68万6000円の月額給料というものでございます。

それから、なお、現在の給与月額67万1722円と端数が出ておりますが、本市の教育長の場合は、一般職の9級の職員の給与に基づく支給額となっておりますために、毎月の給料支給額につきましては、本給に管理職手当を足しまして、その額に地域手当、こちらは6%でございますが、それを乗ずることで算出されておりました、他市が教育長という職の給料月額そのものを記載しているのに対しまして、正確に比較するために、この最後まで計算を行った額を記載いたしております。参考に現教育長の本給となりますと、53万7700円となっております。

説明は以上です。

○ 中川雅晶委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。委員会での質疑、意見を承ります。

○ 小川政人委員

わからん、3年という。教育長って、僕は4年と思うとった。間違うとったらごめん。

○ 室町教育総務課長

現在は4年任期となっております、新教育長の制度が導入されますと3年でございます。

○ 小川政人委員

ということは、これは新しい制度に付随して、この時期に給与改定を行うということ。

○ 室町教育総務課長

経過措置はございまして、現在の教育長の任期まではそのままの体制がとれますが、制度といたしましては4月からつくり上げておきたいという思いで、今回挙げさせていただいております。

○ 小川政人委員

それで今は一般職ということで、今度の制度に変わると、変わってもやっぱり一般職なのかな。

○ 室町教育総務課長

新教育長は特別職となります。常勤の特別職でございます。

○ 小川政人委員

県内最大の都市であって、なぜ改正しても県内最高にならんのか、その辺、そんな四日市の教育長はそんなに仕事がないのかどうかしらんけど、考え方は、制度が変わって給与改定をやる。他市は、教育長は、今までも特別職並みの給与水準をやったと。四日市

については、一般職としての給与をしとったということなんやわな。

そこの部分が、もう特別職として変えるんなら、市長とか議長とか副市長は、県下でトップクラスの多分給与をもらうと思うんやわな。そしたら教育長も、県下でそれなりの処遇が与えられてもええのと違うのかな。もうちょっと考え直せさ。

○ 室町教育総務課長

四日市市の教育行政を担う執行機関の長という立場でございますが、市立病院とか上下水道局は開設者が市長でございますが、市長と同等の権限で、上下水道局や病院も、マネジメントが事業管理者によって行われております。その辺と合わせるのが適切ではないかということで、同額を提示させていただいております。

○ 小川政人委員

教育委員会の制度が、国を基準として、国が制度を変えて、新しい制度に移行したんやわな。新しい制度に移行して、特別職みたいな形で新しくなったのに、病院とか上下水道局は地方公営企業法の全部適用となる公営企業の長であってな、それとはまた国の考え方は違いますやろ。教育長に対する、文部科学省か安倍首相か誰か知らんけど、国の考え方は、もっと重い職責を持たせてやっとする。公営企業とはちょっと違う部分があってな。

それでいくと、やっぱり副市長とか市長という比較で言ってな、県下で最大の都市の市長の給与、報酬が県下で5番目か6番目か、どうや知らんで、水準。今ここにならな。そういうものと併せて、やっぱりここで変えるんやったら、そうやるべきではないのかなと思うんやけど、ただわずかちょっと、1万円ぐらいあげたという話の世界やわな。

退職金については、前も少なくて、一回、誰やったかな、川北教育長になるときにガバッと上げようとしたときに、僕らがストップかけた覚えはあるけども、そのときの退職金の提案はもっと大きかったかなと思うとったけど、その辺、比較したんか。

○ 室町教育総務課長

いろいろご意見ありがとうございます。副市長と同等でいいのではないかとというような考え方もあるのはあるんですが、実際に各他市町で、その水準にまで持っていつているところとはございません。

○ 小川政人委員

ちょっと質問の意味が違う。副市長と同等にと言わへんねん。副市長は副市長のレベルで県下でどれぐらいの水準をもらっとるか、市長は市長として三重県下最大の都市の市長としてどれぐらいの水準でと。5番目でええのかというのは、そこ。副市長はじゃあ県下で5番か6番目かとか、市長は県下で何番目ぐらいの給与なんやという、そういう対比の仕方をせえへんのかと聞いとるだけで、副市長と同じにせいとは言っていないよ。そういう比較をしたのか。比較表を持ってこいさ。

○ 室町教育総務課長

ちょっと今、市長、副市長の県内の比較表を手元に持ち合わせておりませんので、申しわけございません。資料としてとることは可能でございます。

○ 小川政人委員

制度として大事なことやんか。教育委員会の制度が変わって、教育長の権限も変わったと思っとるんやけど、その中で給与を改定するのにな、そういう比較もせんと、ただ単にお茶濁して、1万円ばかり月にして、退職手当ちょっと上げたとかいう問題ではなくてな。それはそれなりに四日市市としての、例えば議員やったら県下でひよっとしたら一番トップクラスの報酬もらっとるかもわからんもんで、そういう比較もせんとこんな数字を出してきたのかというのを、これはもう前からこういう制度が変わるということがわかっとな、その辺の、何ていうか、もうちょっとやるべきと違うのかな。だから、わからんということは比較もしていないというやわな。比較もしていないのに勝手に給料決めるなよ。今より上がったらええやないかというだけの話しかない。

○ 室町教育総務課長

ご指摘ありがとうございます。他の県外の状況なんかを見てみますと、一番多いのが、現在の教育委員と教育委員長の報酬の差額を上乗せすると。そういうのが一般的になっております。例えば月額で委員長が10万円、委員が7万円としますと、月額3万円をプラスしようという考え方が一般的になっております。

本市の場合は、月額でございますけれども、委員と委員長の差が6400円ございます。年間にしますと、ちょうど二十三、四回、そのあたりの開催をしておりますので、月平均に

しますと2回分の1万2800円、このあたりを足しますと68万5000円ぐらいになるということもございまして、今ご提案しようとしているものとほぼ同額だということも、我々が提案した一つの理由にさせていただいております。

以上です。

○ 小川政人委員

そういう県外のという比較を出しといてさ、ここで県下の教育長の給与を出してきてさ、比較したのが他府県の出し方というのとな、もう一つ違うのはな、教育委員会委員は滋賀県かどこかのときに、本当は固定給やったのを出席払いに議会が変えたんやな。訴訟か何かがあったときに。それと違って教育長は、教育委員長と違ってさ、仕事、全然違うやろ。全然実質的な仕事ももっと違うし、教育委員会の委員さんって何日出てくるんやという部分でいくとな。我々はもっと教育委員の、後から間違えたなと思って、教育委員会の委員の人の給料をもっと上げて、仕事をきちっとしてもらおうという議論もしたけども、向こうさんから断ってきたという話やもんで、それ以上のことは言わへんけど、もう教育委員会委員にそんな激務を求めてもあかんし、給料ようけやってもしょうない話かなと思うけれども、教育長は常勤ですっとおりますやろ。そしてやっぱり三重県下最大都市の四日市市の教育長としてな、それはよその市の教育長と、制度変えるもんでな。よそはもう制度が変わるんや。新しい制度になって、もう変わったやろ。そこでいくと、それはやっぱりそれなりのふさわしい給料を持っていくべきじゃないのかな。

そういう部分でいくと、じゃあ市長は県下最大都市の市長として、県下でどれぐらい、何番目ぐらいの給与とか、副市長はどうとか、それから議長はどうとか、それから議員はどうとかという比べ方をしたほうがいいのと違うのかなということをやつとるわけ。これでいくと、やっぱりちょっと、よそより見劣りするでさ。そこはやっぱり仕事量も多いんやろ。人口多けりゃ学校も多いし。そこの考え方を、何でそんな変な考え方で決めたのかなというのが。

○ 中川雅晶委員長

小川委員、どうさせていただきましょう、これ。例えばもう少し資料が要るとか。

○ 小川政人委員

うん、資料欲しい。そういうさっきの比較な。それぞれの職責にある人の、県下でどれぐらい、もろうとるか。

○ 中川雅晶委員長

先ほど口頭では説明ありましたけど、積算の根拠とか。

○ 小川政人委員

積算の根拠は、あんなもんはほかのところは多分固定給のところが多いと思っとるもんで、あれが根拠にはならないと思う。

○ 中川雅晶委員長

そういう資料に基づいてじゃないと、採決には至らないということですか。

○ 小川政人委員

うん、私はね。

○ 野呂泰治委員

私、思い出したんですけれども、小川委員、今言われましたけどね。いわゆる教育長、以前は三役の市長、助役と同じ、そういうような、何と申しますか、待遇というよりか、そういう職責上ね、教育長というのは、そういう身分というか、特別職のような、以前はそんな話がありました。

ただ、今回、教育委員会の制度も変わりますけども、それからほとんど変わっていないんですけども、今ちょっとよその市のいろいろ見せてもらったら、津市が74万円ですけども、四日市は県下最大の都市ですね。予算規模においても、仕事の業務量においても、三重県下ナンバーワンですわ。

報酬が高い安いというのはともかくとして、この時期に、子供の貧困がと私先ほど言いましたけど、こういう時期に、教育長の教育のトップが報酬を少し変更するということについての、幾分かのしっかりした説明は要ると思いますが、さりとて教育長です。やっぱり教育というのは、非常に大事な、非常に重責のある、重みのあるポストでございます。そういうポストに応じた報酬を、やっぱり対価というんじゃないで、そういう方にお世話

になるんだったら、それなりの報酬を、やっぱり四日市として出すべきであると。そういうのが私の基本的な考え方。

民間でも昨今いろいろ、私、一般質問しましたけども、時間外じゃなくて、本当の成果主義だと。そのポストに応じた、その仕事に準じたような、そういう報酬をやっぱりすべきだというのが、もう時代の方向性ですからね。だから先ほど来、ベースアップのような、簡単な数値的な、そんな数字のような考え方というか、そういう比較は、もう通用しない時代になっているんだと、私はそう思います。

だから課長のいろんなそういう今までのやり方もあるでしょうけど、やっぱりおたくら自身も、四日市市としての賃金体系、いわゆるそういったものも基本的には考えていかなきゃいけないような、そんな時代に入っとるでしょ。ちょっと言い過ぎですけども。だからそういう意味において、やっぱりもう少し精査して、上げるんだったら、もうちょっとそれに対応できるような、何も遡ってもいいんですからね、もう少しどうするかということは、これではちょっとやや乏しいなど、こんなふうに思います。考え方としてね。

○ 土井数馬委員

議事進行ですけども、小川委員からの資料の提出もございましたし、教育委員会の考え方をもう一回ちょっときちっと整理をして、根拠をはっきりしてもらって、その後に討論なりですね。一旦休憩でもどうですかね。

○ 中川雅晶委員長

わかりました。一度ちょっと整理いただいて、資料も作成いただいて、もう一回提示いただくと。それまで、この採決は留保させていただいて、先に協議会のほうをさせていただきたいと思いますので、理事者の入れかえ等もありますので、ここで。

(発言する者あり)

○ 中川雅晶委員長

議案第126号、第127号は一括して。

(発言する者あり)

○ 中川雅晶委員長

質疑ありますか。

じゃ、済みません、議案第127号のほうの質疑がございますので、豊田委員、お願いします。

○ 豊田政典委員

議案第127号ですけど、単純な質問ですが、議案その2の205ページを読んでいたら、免除規定があって、第2条（1）、（2）がある。ちょっとこの条例の文章で中身がよくわからないので、（1）のかみ砕いた説明と、（2）はあるのかどうか、あれば具体的に教えてください。

○ 室町教育総務課長

（1）につきましては厚生に関するということで、健康診断などがこれに該当いたします。その他でございますけれども、例えば自分自身が研修を受ける場合、あと公的な機関に頼まれて講師に行く、そのような場合が想定されます。

以上です。

○ 豊田政典委員

大体わかりましたが、この（2）は、定める場合って、まだ文書にしたもの、固まったものはないんですか。

○ 室町教育総務課長

個別に審査をするものという意味にとっていただければと思います。

○ 豊田政典委員

そのたびに。わかりました。

○ 中川雅晶委員長

ほか、質疑等はいいですか。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

では、一旦そういう形で再度資料の提出をいただいて、その後に採決をさせていただきますので。

それでは、一旦2時まで休憩させていただきます、再開を2時とさせていただきます、再開後は協議会から入らせていただきます。

13：49 休憩

14：44 再開

○ 中川雅晶委員長

それでは、ここからまた戻りまして、付託議案、議案第126号四日市市教育長の給与及び旅費に関する条例の制定について、議案第127号四日市市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

追加資料の説明を求めます。

○ 室町教育総務課長

今、お手元に資料を配らせていただきました。当初の資料は教育委員会としての判断ということで、比較資料も教育長との比較というものを用意させていただきましたが、今回の資料、市長、副市長、それから議長、副議長、議員、これだけの、県内におけます14市の報酬及び給料の比較となっております。

一番上に四日市市と書いてございますが、それぞれ役職の下に額がございまして、その右側に順と書いてあるのが順位でございます。結果から申し上げますと、市長が2番目という以外は、副市長、議長、副議長、議員さんとも、県内で一番高額ということになってございます。

基本的に特別職報酬等審議会、四日市市では毎年開催をされておまして、その適正さについては毎年議論がなされ、上げる、下げる、それから据え置きなどの議論が行われて

おります。

以上です。

○ 小川政人委員

ここで、だから私は個人的には、これからの人材確保という意味においても、県下でやっぱり一、二の報酬を与えるべきやというふうに思っているんだけど、この議案第126号を見とると、金額は入れていないんやわな。これ、市長が定めるとなると。そういうことですよね。

○ 室町教育総務課長

具体的な額は口頭で申し上げておりますが、そのつくりにつきましては、四日市市として事業管理者などと統一すべきだということで、同じような表現にさせていただこうという案でございます。

○ 小川政人委員

だから僕は、これで68万6000何がしというのが実数でポーンと出てくるんやったら、条例案の修正をかけようかなというふうに思ったんだけど、ここで市長が定めるという、そんなややこしいことせんと、特別職及び議員報酬と同じように、もうそっち側で75万円とか74万円とかに決めておいて、報酬審議会でするように、教育長についてはそういうような形で、これからの新しい教育委員会制度の中の教育長としての役割を、きちっと位置づけしたほうがいいのと違うのかなと思って。

○ 室町教育総務課長

特別職報酬等審議会につきましては、総務部が主管になっておりまして、今、この場で私からどうこうということではないんですけれども、教育長が常勤の特別職となりますと、当然、特別職報酬等審議会にかかる案件に変わると考えられます。

今の段階におきましては、報酬審議会の対象者が、市長、副市長、それから議員の皆さんと限定されておりまして、教育長は入っておりませんが、ほかの市も含めて、今後はその報酬審議会に入ってきてまして、毎年、その適正さにつきましては、報酬審議会で議論がなされることとなると思われま。

○ 小川政人委員

そういうことがわかつたら、もっと慎重にこういうのを出してくるべきものであつてな。県下のうちの特別職の給与水準がどのぐらいにあるんかということも考えてね。それ受けて、68万6000円で公営企業の長、管理者と一緒に並べたというのはまずくて、市長も就任以来、教育に力を入れるんやと言つとるやないか。そうやろ。教育のまち四日市とか何とか言つとつてさ、やるべきことを。田代教育長だけと違つて、これからの教育長になる人材のことをきちつと考えて、教育長の任務の重要性ということも考えたら、これはきちつと県下で一、二の今の市の財政状況、それから人口規模とかいつてね。やっぱり県下で一、二の給与をとつてもらつて、仕事はびつちりしてもらつて、そういう位置づけで今まで検討してこなかつたのが大体間違つとるがな。こういう事態になるのをわかつつてな。そこは直せさ。ここは今、68万6000円というのは出とらへんもんで、これ何か条例さわらな、74万円にするとか75万円にしたらあかんということになつとるのか、その辺ちよつと、条例のつくり方がどうなつとるのか、ようわからんのやけど。これ、内規で決めただけやろ。

○ 室町教育総務課長

ご指摘のように、額そのものを提示してございませぬが、実質の額を決めているということでございます。事業管理者について。

○ 小川政人委員

実質の額を決めているというのは、この条例から読み込めるのか。

○ 室町教育総務課長

条例そのものを読むだけでは、読み取ることはできません。

○ 小川政人委員

そんなんなら教育長の給与条例にならんやないか。読み込めんやのやつたら。ちゃんと読み込めるようにして、給与条例をきちつとせいさ、整備を。ほんなんやつたら、読み込めやんのやつたら、市長の一存で、市長が定めるとなつとるんやつたら時々変えれるやん。

都合ええときはパッパッと変えて、言うこと聞かなんだらちょっと減らしたれとかさ。だからそういうもんとは。もともと教育に対する気構えが全然なっていないのや、四日市市。

○ 室町教育総務課長

今回のつくりは、病院事業管理者ですとか上下水道事業管理者の給与条例のつくりに合わせてものごさいます。

○ 小川政人委員

あの、ごめん、病院とか、それから上下水道局とかは僕は見たことないでさ、その条例。それは公営企業法としての規程のつくり方になっとるのかどうかしらんけども。ここで言うとるのはな、教育長を特別なものとしてやるんやから、そこでいくと、やっぱり条例上、給料がきちっと明確に出るようなものにしとかんと、恣意的に変えたりとか何とかという。特に、これからは報酬審議会で決まるんやという話の世界でいくとな、一旦ここで固定して差があるもんを報酬審議会でやったら、教育長だけ特別低いで、ちょっと上げよとかいう話にはなかなかかなりにくくて、パーセンテージで1%上げたら、みんな1%上げましようとかいう世界でしか、うちの特別職報酬等審議会の委員のメンバーって、その程度のメンバーしか選んどらへんのやで、きちっと仕事を精査して、きちっとやるということのできる人材を集めるとは思えやんもんで、そこはきちっとしとかんと。やっぱり市長が教育のまち四日市という意気込みでおって、なおさらこれから教育委員会で、教育委員長はなくなって、教育長が全てを仕切っていくという重大な任務を課せられるわけやから、それはそれなりの報酬を、今まできちっと考えていなくて、この程度でええわというぐらいの、今がこうやでというぐらいの位置づけの改革しか考えていないというのは、教育委員会、何をしとるのや、それ。優秀な教育総務課長がおってな、そんなことではあかんで。

これは内規で決めた68万6000円というのは、議会の表にも出てこうへんわけやん。なあ、この条例見ていて、何も数字出てこうへんのやで。そうやろ。教育長の給与及び旅費に関する条例と言いながら、この条例制定したって、給与はわからへんのやないか。そんなええかげんな条例を俺らに議決させるのか。それはきちっとわかるようにするべきや。

○ 中川雅晶委員長

どなたかきちっと答弁いただけませんか。

(発言する者あり)

○ 中川雅晶委員長

確かに。本来は市長部局の人事課とか総務部とかというところと、でも、これは教育委員会の所管の中でという条例ですね。

○ 小川政人委員

これは条例やろ。この条例定めたって、何の給料も何も載っとらへんねん。内規で勝手に決めましたというだけで、つくりは病院とか公営企業に準じていますというだけの話でさ。それはあかんと思うな。

特別職の給与条例って、市長は幾らとか副市長は幾らとか、条例にそのまま出てきますやんか。それで報酬審議会が変わったら、報酬審議会の決定した条例に変えますんやろ。金額をな。だからそこは、これからは報酬審議会ですべに行きます。片っ方では、いや、公営企業と一緒に計算方法でやっていきますって、それは全然土俵が違うやないか。やり直し。

○ 野呂泰治委員

ちょっと見方変わるかわからんけども、教育委員会というのは、市長部局からも離れた独立の部局でしょ。だから皆さんの職場は、皆さんのやっていることは、本当は自分たちで決めなあかんのやわな。こんなに低かったら、とてもじゃないけどやりませんとか、あるいは多いから少なくしますとか、自らがやっぱりそういったことをしていかなあかんのやさ。政策もそうですよ。教育委員会のやり方の仕事も。いわゆる市の職員が、みんなそうやってしてなっているから、そんなふうになってるかわかりませんがね。農業委員会もそうなんです。別の委員会で、別で独立した形で政策をやるべきだというふうになつとるんですよ。それをいつの間にか、もうそうじゃないような形になっているから、何か皆さん方、いろんなこういった意見が出たときに、なかなか自分たちからの発案が出てこない。それこそ問題解決ですわ。

だからいろんな面で問題が、いろいろ市民から出たときに、教育委員会は何しとるのやというふうなことを言われるじゃないですか。皆さん方、一生懸命やっています、はつき

り言って。でもそれが表に出ない。気の毒です、はっきり言って。そういうことを申し上げている。だから自分たちでしたらいいんですよ、この際。制度変わるんだから。

意見です。

○ 豊田政典委員

もう一回確認したいんですけど、この1回目の追加資料を見て、四日市市が県内他市と比べて1番ではないところの要素として、給料月額があって、それから期末勤勉手当の部分があって、これも3.1というのもあってね。3.1カ月。それから退職手当の100分の17月数というのがあります。

議案第126号の条例案をそれぞれ当てはめていくと、給料月額が第2条のところの考慮しという、給料表9級ですよ。それから手当の部分が第3条。退職手当は第5条の100分の17。この三つとも、僕、ちゃんと説明聞いていなかったというか、メモもあるんですけど、確認なんですけど、事業管理者。三つとも事業管理者になったのかどうかというのを確認。もう一回教えて。

○ 室町教育総務課長

それぞれ事業管理者になっておるものでございます。

○ 豊田政典委員

四日市の事業管理者がこうなっているの、そのとおりに置いていますよということですが、県内他市というのは、資料は出てきたけれど、関係ない。全然考慮せずに定めたということですか。

○ 室町教育総務課長

他市になったということではなくて、うちの事業管理者の給与条例になったということです。

○ 豊田政典委員

もう一回だけね。この条例案で、額も計算しながら考えたと思うんですけど、県内他市を参考にしたわけでもない、それから同格都市を参考にしたわけでもない、単に事業管理

者と同じ規程にしておきましたという、そんな聞き方でいいですか。

○ 室町教育総務課長

今、この約67万円という額で職責を果たしているということが、まず前提でございます。先ほど教育委員長と教育委員の差というものも申し上げましたが、あれも実は各市の報酬審議会なんかで議論された結果でございます。その額を上乗せするのが適切だという答申がたくさん出ていまして、そちらのほうも見合わせたところ。それからうちの事業管理者、これは100億円単位のお金を取り扱うという職責の重さというのも、よく似ていると思っていますし、他市の報酬審議会の答申というのも比較した場合でも、非常に近い額であったということもありまして、68万6000円を置かせていただいたものでございます。

○ 豊田政典委員

この1回目もらった県内他市の数字とか何カ月とか100分の幾つというやつは、県内他市が議決したものがあったり、今議会にかけているもの、そういうことですか。

○ 室町教育総務課長

県内他市は、報酬審議会で教育長の議論は一切されておられません。

○ 豊田政典委員

だからここにある数字は、例えば津市なら津市で、条例が既に定められているということ。

○ 室町教育総務課長

津市ですと、条例に月額給与74万円と明記されているものです。

○ 豊田政典委員

もう決まったやつやね。わかりました。

○ 中川雅晶委員長

他に。

○ 小川政人委員

今の話で、他市は報酬審議会、教育委員会委員の何かに何倍か掛けて、そうして決められとると言ったわな。幾つかの市があるという。その額は幾らになつとるといのはわかっているか。

○ 室町教育総務課長

その額が、現状に教育委員長と教育委員の差の分を乗せるのが適当だという答申が多くございます。

○ 小川政人委員

最終の額がどうなつとるかと聞きたいんや。特殊な事情が四日市の場合は、教育委員会委員の報酬は特殊な部分ありますやんか。他市とは比較にならんところがあるやろ。それと同じように掛け率をやったと言われたって、それは違うでしょという話でな。同じような土俵やったら同じようなやり方でいいけども、違うところのあれを比べてそうしたんだという部分にはいかんし、それから今言った同格都市の教育長の給与水準どうなつとるとんやということも考えてさ、そこをきちっとせんと、これからもうしょっぱなでやる気がないのがようわかるわ。それは今までこの給料で職責果たしてきたといやあ、そう言われればそうかもわからんし、果たしてこなかったかもわからん。給料が安かったで、こんだけの仕事しかしてこなかったかもわからんしな。そう言わざるを得んようになるで、そこはこういう新しい制度の中で、教育をもっと大事にしていこうという中の部分でいくとな、もうちょっと自分たちできちっとやれさ。もうこれ、水かけ論になるで、反対はするけども、修正案もつくりたいと思つとるで、これはここの委員会で作らんでも、本会議で修正案出したらええのかな。それともここの委員会のおかげから、もう修正案出さなあかんのかな。

(発言する者あり)

○ 中川雅晶委員長

ここでも出せるんですね。

○ 小川政人委員

ここでも出せるけど、今すぐつくれへんもんで。

○ 中川雅晶委員長

ここで採決した後、本会議でもまた出せるということですね。

○ 小川政人委員

俺の能力では、今ここで10分でつくれと言われたって無理やでさ。それは時間欲しいで。でもここは、もう委員会は決とらなあかんでな、待っとれへんで。

○ 中川雅晶委員長

そうですね。

○ 小川政人委員

それはそれで……。

○ 石川勝彦委員

今、一連の話の中で、これ、第1条からずっと読んでいますと、何か平成26年度の最後の3月31日までの条例みたいな感じで、今度の教育長というのは特別職になるんでしょ。特別職になるという意味合いで、諸手当とか旅費とかそういうもの、例えば旅費も、職員に関する条例に合わせている。職員給与条例に定める一般職に属する職員の例によると。支給方法。支給方法はいいかもしれないけども、諸手当にしてもね。

結局、市長等の給与等に関する条例に定める諸手当、定める旅費により支給するというような、そういう意味合いの文章になっていなくちゃいかんのと違う。これで新しい年度の条例ですか。何となくしょうがないでつくって、これ何とか合わせてつくりかえておきゃいいわというようなことではないでしょ。こういうのを、市長初め、いわゆる特別職の報酬については、報酬審議会があるわけでしょ。今後は報酬審議会で決められていくわけでしょ。ということは、そういう形をベースにしてつくられるべき条例ではないのかなというふうな印象があるんですけども、私の思いは間違っていますか。間違っていたら間違っていると言うて。間違っていないなら間違っていないと言うて、やっぱりそれなりの説

明をしていただくと前へ進みますね。どうなんですか、皆さん。

○ 室町教育総務課長

ご指摘、決して間違っていないと思います。旅費についても、事業管理者と同様ということで合わせてございます。

○ 石川勝彦委員

ということは、ちょっとこれ、言葉足らずということと、帯に短したすきに長しというか、どうもその辺がちぐはぐで、真剣に考えていただいた条例でないような感じするんだけど。これについても室町課長、あんたの考え方は間違っどるって言われますか。

○ 室町教育総務課長

考え方としまして、やはり今の給料は職責というところから基本的に始めているということもありまして、今ご指摘いろいろいただいているところとずれが生じているのかなと考えております。

○ 石川勝彦委員

ということは、これ、根本的に、この条例、つくり直していただかんとまずいのと違うかな。このまんまいかせたら新しい教育長かわいそうですよ。職員と同じ待遇でいて特別職。何がどこから、首から上が特別職で、その下は一般職員と一緒に、何となくそんな感じがするんだよね。やっぱり特別職なら特別職らしく位置づけしていきながらの条例の内容にしていただくべきじゃないかなと思うんですが。

これ以上言いません。とにかくこのままの条例では、新しい、この4月からの特別職の教育長の給与及び旅費に関する条例には、決してなっていないというふうに思います。

○ 小川政人委員

国はこの教育委員会制度を変えたんやわな。室町課長の意識の中では、今までの職務の延長線上で決めましたという話なんやわな。そこの変えたということが全然理解していない部分があって、とてもやないけど賛成できない。

○ 中川雅晶委員長

質疑のほうは大体出尽くしたかなということではあるので……。もうちょっとおっしゃりたい、はい。

○ 豊田政典委員

この条例のまま行っただとして、報酬審議会かけますやんか。それで手当については勤勉手当書いていないもんで、勤勉手当をつけることは報酬審議会ではどれだけ議論してもできませんよね。報酬審議会の対象違ったかもわからん。退職手当も100分の17と書いてあるもんで、これは上げれない、報酬審議会。給料月額は、この第2条が二つ書いてあるもんで、給料表の9級の職員の給与及び市長等——等というのは市長、副市長かなと思うんですけど——の給料との均衡、両方書いてある。大もとの給料月額は、報酬審議会の議論、報告を尊重するとすれば、上がる可能性はあると考えていいんですか。

○ 室町教育総務課長

報酬審議会で議論されますのは本給だけでございますので、もとの給料または報酬が議論されるということになります。

○ 豊田政典委員

それで二つ書いてあるということは、9級の職員も一方で考えながら、市長、副市長の報酬とのバランスも考える。ここは曖昧にしてあるという感じなの、つくりとして。

○ 室町教育総務課長

結果としては幅広に書いてあるということになります。

○ 小川政人委員

今の質疑。そうすると報酬審議会は、今も上下水道事業管理者、それから病院事業管理者の給与まで口出ししとるのか。

○ 室町教育総務課長

今の報酬審議会は、市長と副市長と議員の皆様だけに、条例のつくり自体が限定されて

おります。

○ 小川政人委員

だから今の説明、おかしいやない、豊田委員に言う説明が。ここで、報酬審議会できへんやん、9級の職員の給与というのはな。これと9級の職員と同等という扱いはめ込んでしまうと、報酬審議会は、もうそれ同等のという部分しかようさわらへんで、あとは給与が多分大幅に改定するんじゃないくて、市長とか副市長とか特別職の給与を1%上げたよといったときに、また根本をさわらずに教育長のも1%上げますよという、同じような並びの扱いしかようやらへんから、無理ですと言うとんのやわな。だからこれが均衡とれたという、だからその制度変更の意味を、あなた方が全然考えていなかったんやさ。あなたと違うのかもわからんな。別のところでこういうのが決められてきたんかもわからんけど。それだけ。

○ 石川勝彦委員

ちょっと今の小川委員に言われることについてですけども、教育長は入っていない。報酬審議会ね。だから報酬審議会の中には、市長、副市長、議員という三つだけけども、その中に特別職ならば教育長を入れるという条例改正がされておらないかんわね。総務常任委員会でしたの。それをベースにして、それを受けて、この新しい四日市市教育長の給与及び旅費に関する条例がつくられてこないかんと思うけども。教育長は報酬審議会の中には、まだ3者だけ入れて、あと入っていないわけだね。

○ 中川雅晶委員長

その辺、もう一回ちょっとちゃんと答弁してください。その条例はまだできていないということ。

○ 室町教育総務課長

現在、教育長は報酬審議会の対象になってございません。

○ 石川勝彦委員

なかったらそれを、4月から始まるんだから入れなくちゃいかんじゃない。この考え方、

間違つとる。また新たに4月に入ったら、条例改正、一気に総務常任委員会に提案されるの。

○ 室町教育総務課長

総務常任委員会のほうでございますけれども、今、経過措置がございまして、教育長は11月まで任期がございまして、通常ですと、それまでに改正がなされるであろうということでございます。

○ 中川雅晶委員長

11月までに、そっちの条例も改正をするということです。

○ 小川政人委員

しゃべったんやけどさ、教育長、11月までやるやろか、ひょっとしたら3月で辞めやへんやろかと言われたときに、もう間に合わへんで。新制度が変わったで、もうここで一旦辞めますと。それで新たに任期4年の新制度の教育長にするということも、一つの考え方なんやでさ。そこはきちっとしとかんと、まだ11月まであれで、11月までせんでもいいですわという話と違う。ここで大改正が行われたときに、いろんなことに対応できるように、君らが柔軟に考えやなあかんのをさ、何もしていないという。後々、後々、後々、その場限りの切ったり張ったりで、四日市の教育はどこへ行くんや。

○ 石川勝彦委員

4月からスタートするわけでしょ。だからこの附則としての経過措置というのは、その中へ入れ込んでいったらいいんだよね。だけど4月から始まるということで、先ほども言われたように、制度が変わるからこういう形で条例をつくりましたというならば、やっぱりそれに合った条例にすべきであって、附則として経過措置は経過措置として、今年の11月までは、この経過措置が生きるわけでしょ。そして11月が終わったら、たとえ人がかわろうとかわるまいと、新しい条例のもとにいくということで、正式な特別職の教育長として報酬審議会でも位置づけされ、この条例の中でも位置づけされていかないかんでしょ。もう結構です。

○ 中川雅晶委員長

質疑は出尽くしたかと思われまますので、ただ、これ、議案として上程されていますので、採決はさせていただかなきゃならないので、採決に移らせていただきます。

一括して審査していましたが、採決は議案第126号と第127号を分けて採決をとらせていただきます。

まず、議案第126号四日市市教育長の給与及び旅費に関する条例の制定について、討論ございますか。

○ 小川政人委員

議案質疑の中で言わせてもろたように、やはりこれからは四日市の新しい教育委員会制度のもとで、教育委員長もなくなって、教育長が教育委員会も仕切っていく、現場も仕切っていくという立場での特別職としての職務が待っているわけで、その職務に関して、きちっと報酬を決めておく必要があるのに、全然公営企業管理者の考え方で給与を決めていく。そして来年度からは報酬審議会にもかかることになる中で、そこでもう分かれるわけですね。公営企業管理者は報酬審議会の中には組み込まれていない、当然組み込まれないわけですから、その違いもありながら、報酬だけは、最初の出発点は公営企業管理者と同じに決めるということ自体が間違えておるし、それからもう一つは、県下でトップクラスの都市であって、ほかの市長及び副市長、議員は県下トップクラスの報酬を得ている中で、その特別職としてのバランス論でいけば、当然県下一、二の報酬を定めておかななくてはならない中で、県下で5番目で、今の現行制度の一般職の制度に少し毛の生えた程度の報酬改定であっては、何のために今までの教育委員会制度が改正されるかわからん。それについては、やはりこの条例自体の仕組みも何かおかしいところがあって、基礎から考え直してやるべきで、この条例についてはとりあえず反対して、再度私は修正案を出したいなというふうに思っています。

以上、反対討論です。

○ 中川雅晶委員長

他に。

○ 土井数馬委員

いろいろ議論がございましたけども、教育長の新しい体制でやってもらう、しっかり頑張ってもらんですけども、ここに給料の金額自体が入り込んでいないんですけども、読み取れないと課長も言っていましたけども、ただ第2条のほうで、何遍も聞いていましたけど、市長が定めるわけであって、ここで私どもが認めるのは、その金額の過多はまた後で議論があるんだろうと思いますけども、ここで定めるのは市長が定めるというのであれば、やはり県下一、二のというのが出ておりましたので、また改めてそこはそこで、総務課なのか人事課なのかちょっと私わかりませんが、議論をいただいて、それなりのほうにさせていただきたいと思いますけども、ここでのこの議案については賛成の立場で討論させていただきます。

○ 小川政人委員

市長が定める金額は、もう68万6000幾らに定まってる。腹づもりはもうそこで内定してるんでしょ、この条例の中で。

○ 土井数馬委員

いや、私はその数字見て、資料では出ていましたけども、この議案第126号自体には出てきておりませんのでね。その金額がどうなのかというのは、ここで論じるわけにはいかない。この議案第126号の中身だけ、市長が定めるというのであれば、定めてもらったものを見せてほしいですし、内定なんていうのは、ここで諮るものでもないなというふうな思いから、この議案に対しては賛成をしたいというところでございます。

○ 小川政人委員

ちょっと違うのは、別表第1給料表の9級の職員の給与という部分が、大きく先ほどの68万6000何ぼにかかわってくる金額やもんで、そこはきちっと読み取れるもんで、室町課長も全然、私もまだこれから決めるんやったら何も文句は言わへんけども、もうそこで縛りが一つかかるとるもんで、それは。

○ 中川雅晶委員長

1点だけ理事者に確認をします。この68万6000円というのは、もう確定した金額であるのか、条例に基づいてさらに市長が最終的に決定をされるのか、その辺はどうなんですか。

○ 室町教育総務課長

金額は確かに載っておりませんが、少なくとも現段階におきます腹づもりしている額でございます。それで9級の職員の給料というのは、おおむね50万円前後でございます。市長が100万9900円。

○ 小川政人委員

50万円前後で、いろんな手当をつけるとうなるんやろ。68万6000円。

○ 室町教育総務課長

はい、そのとおりです。

○ 小川政人委員

だからそういうごまかしを言うなよ。

○ 土井数馬委員

賛成しようと思っても、腹づもりをどうのこうのと言われると諮りようがないんでね。もう少ししっかりした答弁をして、この議案第126号をどうするのか、やっぱりちゃんとしてこないとだめですよ。これじゃ賛成しようにも賛成できませんわね。

○ 野呂泰治委員

私も反対討論。何遍も言うてますように、もっとしっかりと、やっぱりそういう教育長というポストなんですよね。人じゃないんですよ。そういう職責なんですよ。これは新しく教育委員会制度変わったんだから、それに準じたような考え方を、県下一番の四日市市じゃないですか。そこで大改革というよりか、そういった方針を変えて、しっかりした案を出してもらわない限りは、私は反対します。

○ 中川雅晶委員長

他に、もう討論はないですか。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

討論なしと認めます。

では、ただいまより採決に移りたいと思います。

議案第126号四日市市教育長の給与及び旅費に関する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○ 中川雅晶委員長

賛成少数。よって、議案第126号四日市市教育長の給与及び旅費に関する条例の制定については、本委員会としては否決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第126号 四日市市教育長の給与及び旅費に関する条例の制定について、採決の結果、賛成少数により否決すべきものと決する。]

○ 中川雅晶委員長

続きまして、議案第127号四日市市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてを議題をさせていただきます。

討論はございますか。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

討論なしと認めます。

採決に移ります。

議案第127号四日市市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

(異議なし)

○ 中川雅晶委員長

異議なしと認め、議案第127号四日市市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定については、可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第127号 四日市市教育長の職務に専念する業務の特例に関する条例の制定について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 中川雅晶委員長

以上で、教育委員会所管の部分は終了をさせていただきます。教育委員会の皆さん、お疲れさまでした。ありがとうございました。

理事者の入れかえをしますので、ここで休憩を入れさせていただきます。3時45分再開とさせていただきます。

15：28 休憩

15：45 再開

○ 中川雅晶委員長

お疲れさまです。それでは、もうしばらくよろしく申し上げます。

それでは休憩前に引き続きまして再開をさせていただいて、ここからは所管事務調査として、平成26年度第1回及び第2回人権施策推進懇話会についてと、平成26年度第1回同和行政推進審議会についての報告を受けたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○ 渡辺総務部参事兼人権・同和政策課長

総務部の人権・同和政策課、渡辺でございます。どうぞよろしく申し上げます。

今、委員長のほうからご案内いただきましたが、平成25年に議員の方の参画が取りやめとなりました私どもが所管します同和行政推進審議会、人権施策推進懇話会につきまして、会議が開催されましたので、所管部分でということでご報告をさせていただくものでござ

います。

資料につきましては会議の資料が中心なんですが、この黒いクリップで留めさせていただいてありまして、これをお取りいただきますと、中に3回分の会議の資料がございますので、よろしく願いをいたします。

順に概要についてご説明をさせていただきます。まず平成26年度第1回人権施策推進懇話会という部分でございます。

1枚めくっていただきますと、その会議の概要につきまして、A4、1枚で取りまとめたペーパーがございます。8月26日に開催されました第1回の会議につきましては、よっかいち人権施策推進プランに基づきまして、平成25年度に全庁的に取り組みました部落問題、男女共同参画、子供・高齢者・障害者・多文化共生などの各種人権施策についてご報告をいたしまして、委員の方からご意見をいただいたというものでございます。

委員の方からは、子供たちが人権問題を自らの問題として捉え、課題解決に向けた力を身につけさせることが重要であるということでありましたり、いつでも気軽に相談できる体制の充実、また意思の疎通を図るために重要なコミュニケーションツールでございます手話に親しみ学ぶ機会の充実などが、意見として出されたというものでございます。

次に第2回でございます。つづりがまた別となりますが、第2回の人権施策推進懇話会につきましては、12月15日に開催をいたしました。これは第1回目に出された意見を取りまとめまして、その案をたたき台という形で、委員同士の中でご議論いただいたというものでございます。

委員の方の主な意見といたしましては、高齢者と子供、その保護者による世代間交流の推進、あるいは家庭や職場における、生活しやすい、働きやすいような、男女共同による環境整備の促進、またコミュニケーションを図る上で重要となる手話、あるいは外国人の方の日本語の習得に向けた取り組み、こういったようなご意見が出されたというものでございます。

最後に三つ目でございます。平成26年度第1回同和行政推進審議会でございます。こちらにつきましては1月19日に開催をされました。同和对策の特別措置法執行後におけます同和問題の解決に向けた重点的な取り組みといたしまして、教育と就労を取り上げております。それとともに、隣保館のあり方の答申がまとめられて10年以上が経過したということから、これまでの取り組みを検証するため、ワーキング検討会にて論点を整理した上で、審議会に報告し、ご議論いただいたというものでございます。

委員の方からは、課題に対する施策の進捗状況や成果、問題点を明らかにするためには、もっと地域の実態を把握する必要があるのではないかと。それを踏まえた上で、今後効果的な施策について、審議会で議論を深めるということが重要であるのではないか、などのご意見を頂戴したところでございます。

報告は以上でございます。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。報告はお聞き及びのとおりでございます。委員の皆さんから質疑、意見がございましたら受けませんが、別段ありませんか。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

別段ないようですので、この人権施策についてのご報告は、この程度とさせていただきます。どうもお疲れさまでした。

実は、参画を取りやめた審議会の補完方法として、今もそれでやっていただいたんですが、この教育民生常任委員会としては、四日市大学運営協議会、四日市社会福祉協議会理事会、エスペランス四日市運営協議会、四日市障害者施策推進協議会、四日市青少年問題協議会、四日市看護医療大学運営協議会と隣保館運営審議会、それから同和行政推進審議会、人権施策推進懇話会とありますけれども、例えば議事録とか取り寄せたりとか、報告をもらいたいとかという要望があれば、また言っていただければいいと思うんですけど、ないですかね。ありませんか。特段これだけとかというのはありませんか。

○ 豊田政典委員

時間がない。

○ 中川雅晶委員長

じゃあまた改選後、よろしくお願いたします。

じゃあ以上をもちまして、これは終わらせていただきます。

あともう少しだけ、議会報告会、シティ・ミーティングについてですが、3月24日午後

6時半から防災教育センターの2階防災センターで行いますので、よろしくお願いします。集合時間は会場に6時でお願いします。それからシティ・ミーティングのテーマは、先般決めていただきました、高齢者の健康福祉についてです。よろしくお願いいたします。

それから議事進行について、お手元、またいつものように担当割りなんですが、司会進行は副委員長にさせていただいて、シティ・ミーティングの進行は、また樋口委員にさせていただくということで、あと、こども未来部、教育委員会、それぞれの議案の担当だけ決めていきたいと思いますので、早い者順でよろしくお願いいたします。

○ 豊田政典委員

ナンバー2。

○ 中川雅晶委員長

ナンバー2、こども未来部。豊田委員。

○ 野呂泰治委員

ナンバー3。

○ 中川雅晶委員長

野呂委員、ナンバー3。

○ 諸岡 覚委員

ナンバー6。

○ 小川政人委員

ナンバー7。

○ 中川雅晶委員長

一番左のナンバー7ね。はい。こども未来部と教育委員会の一般議案、健康福祉部のお願いね。小川委員。

○ 諸岡 党委員

ちょっと待って、一番右で見るわけ。

○ 中川雅晶委員長

私は右で見ている。ごめんなさい、右。

○ 諸岡 党委員

ごめん、6やない。

○ 中川雅晶委員長

6やめ。はい。

1番、何々委員、何々委員って。そうそう、そっちで。

○ 諸岡 党委員

こっちで見るわけ。

○ 豊田政典委員

1番。

○ 中川雅晶委員長

1番、豊田委員ですね。はい。

2番は野呂委員でいいですね。

○ 小川政人委員

右で見るの、左で見るの。

○ 中川雅晶委員長

右で見る。

○ 諸岡 党委員

5番は誰か取りました。

○ 中川雅晶委員長

5番はまだ取っていません。

○ 諸岡 覚委員

5番。

○ 中川雅晶委員長

健康福祉部一般議案ですね。これが諸岡委員。

○ 土井数馬委員

4番ってまだ空いていました。

○ 中川雅晶委員長

4番は空いています。

○ 土井数馬委員

それでいいです。

(発言する者あり)

○ 中川雅晶委員長

3番、健康福祉部予算、石川委員と。

じゃあもう一回言いますね。こども未来部平成27年度一般会計予算と補正予算は豊田委員、教育委員会一般会計予算と補正予算は野呂委員、健康福祉部一般会計予算と補正予算は石川委員、健康福祉部の特別会計が土井委員、健康福祉部の一般議案が諸岡委員、こども未来部、教育委員会の一般議案と、それから請願審査は小川委員と。

○ 小川政人委員

少なかったんやな。

○ 中川雅晶委員長

ここ、ちょっと重いですね。請願が重い。

(発言する者あり)

○ 小川政人委員

わけのわからん。反対やのに賛成した人もおったで、どういう責任なのか。

○ 中川雅晶委員長

そういうことはまた。

(発言する者あり)

○ 中川雅晶委員長

というところですね。あと、3月31日——これは緊急議会の日ですよ——に、午後1時半から、この議会報告会、シティ・ミーティングでいただいた意見等の整理について集まっていただきますので、そのときだけよろしくお願いいたします。

○ 小川政人委員

それはもう確実にあるのね。緊急議会がなかったとしても。

○ 中川雅晶委員長

緊急議会がなくても、確実にありますね。あります。一応これを受けて議会運営委員会のほうへ報告をさせていただきますので。これにて今年度の委員会の終了となりますので、よろしく申し上げます。

以上で、長時間にわたり、本当にありがとうございました。どうもお疲れさまでした。

○ 豊田政典委員

挨拶はせんの。

○ 中川雅晶委員長

挨拶は、まだ3月31日ありますよ。よろしく願いたします。

15 : 55 閉議